

平成24年9月11日（火曜日）

応招議員（15名）

1番	千葉伸孝君	2番	高橋兼次君
3番	佐藤宣明君	4番	阿部建君
5番	山内昇一君	6番	山内孝樹君
7番	星喜美男君	8番	菅原辰雄君
9番	小山幸七君	10番	大瀧りう子君
11番	及川均君	12番	鈴木春光君
14番	三浦清人君	15番	西條栄福君
16番	後藤清喜君		

出席議員（15名）

1番	千葉伸孝君	2番	高橋兼次君
3番	佐藤宣明君	4番	阿部建君
5番	山内昇一君	6番	山内孝樹君
7番	星喜美男君	8番	菅原辰雄君
9番	小山幸七君	10番	大瀧りう子君
11番	及川均君	12番	鈴木春光君
14番	三浦清人君	15番	西條栄福君
16番	後藤清喜君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁君
副	町長	遠藤	健治君

會計管理者兼 出納室長	佐藤 秀一 君
總務課長	佐藤 德憲 君
復興企画課長	三浦 清隆 君
復興事業推進課長	及川 明 君
町民稅務課長補佐兼 納稅係長	佐藤 和則 君
保健福祉課長	最知 明広 君
環境対策課長	千葉 晴敏 君
産業振興課長	佐藤 通 君
産業振興課參事 (農林行政担当)	高橋 一清 君
建設課長	三浦 孝 君
危機管理課長	佐々木 三郎 君
上下水道事業所長	三浦 源一郎 君
綜合支所長兼 地域生活課長	佐藤 広志 君
綜合支所 町民福祉課長	菅原 みよし 君
公立志津川病院 事務長兼總務課長	横山 孝明 君
總務課課長補佐兼 總務法令係長	男澤 知樹 君
總務課主幹兼 財政係長	佐藤 宏明 君

教育委員会部局

教 育 長	佐藤 達朗 君
教育總務課長	芳賀 俊幸 君
生涯學習課長	及川 庄弥 君

監査委員部局

代表監査委員	首藤 勝助 君
事務局長	阿部 敏克 君

選挙管理委員会部局

書 記 長	佐藤 德憲 君
-------	---------

農業委員会部局

事務局 長

高橋 一清 君

事務局職員出席者

事務局 長

阿部 敏克

次長兼総務係長
兼議事調査係長

佐藤 孝志

議事日程 第1号

平成24年9月11日（火曜日）

午前10時00分 開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 会期の決定
 - 第 3 諸般の報告
 - 第 4 行政報告
 - 第 5 陳情9の1 南三陸町防災対策庁舎の取り壊しの延期と再考に関する陳情書
 - 第 6 陳情9の2 町役場防災対策庁舎保存に関する陳情書
 - 第 7 一般質問
-

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第7まで

午前10時00分 開会

○議長（後藤清喜君） おはようございます。

昨年3月11日の東日本大震災以来、本日で1年半が経過いたします。昨年の東日本大震災で犠牲になられた皆様に対しまして黙禱をいたしますので、よろしく申し上げます。

ご起立願います。黙禱。

お直りください。着席願います。

本日より第9回南三陸町定例会でございます。

昨年3月11日より1年半が経過いたしまして、まだまだ仮設住宅、また、あと町外にお住まいの方、たくさん大勢おります。一日も早く町外に住んでいる皆さんを呼び寄せたい。本定例会は活発なご審議、その上、スピード感を持って議会に臨むようお願いいたします。

ただいまの出席議員数は15人であります。定足数に達しておりますので、これより平成24年第9回南三陸町議会定例会を開会いたします。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付をしたとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（後藤清喜君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において7番星 喜美男君、8番菅原辰雄君を指名いたします。よろしく願いいたします。

日程第2 会期の決定

○議長（後藤清喜君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会の協議もあり、本日から9月28日まで18日間とし、うち休会を15日、16日、17日、20日、22日、23日にいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月28日までの18日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（後藤清喜君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会閉会中の動向、町長送付議案及び説明のための出席要求につきましては、お手元に配付したとおりであります。

なお、本日、阿部町民税務課長にかわり、佐藤町民税務課長補佐が出席しております。

本定例会に、お手元に配付しておりますとおり、議員提出議案1件、陳情2件が提出され、これを受理しております。

次に、監査委員より、お手元に配付しておりますとおり、各種会計歳入歳出決算及び基金の運用状況審査意見書、健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書、随時監査報告書、財政援助団体等監査報告書、例月出納検査報告書が提出されております。

次に、一般質問は、三浦清人君、大瀧りう子君、菅原辰雄君、千葉伸孝君、山内昇一君、星喜美男君、高橋兼次君、鈴木春光君、小山幸七君、以上9名より通告書が提出され、これを受理しております。

次に、民生教育常任委員会より、お手元に配付したとおり、閉会中の所管事務調査報告書が提出されておりますので、職員をして朗読させます。朗読は、全文の朗読を省略し、必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読分省略〕

○議長（後藤清喜君） 委員長の補足説明がありましたら、説明を求めます。8番菅原辰雄君。

○8番（菅原辰雄君） 今、事務局として朗読したとおりでございますけれども、5ページの結びを朗読させていただきます。

平成27年度の新病院での診療開始に向けて、今後の病院のあり方、中核病院としての役割を検討する必要がある。それには、震災後の人口の動態、年齢層、周辺の医療機関との連携などが考慮される。医師、看護師、医療スタッフの充実は欠かすことができない。

地域医療を目指すのか、高度な医療機関を目指すのかによって施設のベッド数、医療スタッフの数も違ってくる。災害時の現状と今後の当町の状況から、病院としてのあり方は地域医療の充実を目指すことを最優先するべきと考える。それには、訪問看護、訪問診療、訪問リハビリが必要であり、療養型病棟は必須である。病院の新築に向けて、町民が安心して診療を受けられる医療・介護・福祉施設が一体となった運営組織を求めるものである。

以上でございます。よろしくお願いをいたします。

- 議長（後藤清喜君） 委員長報告並びに委員長説明に対し疑義がありましたら、疑義をただす発言を許します。（「なし」の声あり）ないようでありますので、以上で民生教育常任委員会所管事務調査報告を終わります。

次に、総務常任委員会より、お手元に配付したとおり、閉会中の調査報告書が提出されておりますので、職員をして朗読させます。朗読は、全文の朗読を省略し、必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読分省略〕

- 議長（後藤清喜君） 委員長の補足説明がありましたら、説明を求めます。12番鈴木春光君。
- 12番（鈴木春光君） ただいま事務局をして朗読、説明のあったとおりでございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

- 議長（後藤清喜君） 委員長報告並びに委員長説明に対し疑義がありましたら、疑義をただす発言を許します。（「なし」の声あり）ないようでありますので、以上で総務常任委員会調査報告を終わります。

次に、産業建設常任委員会より、お手元に配付したとおり、閉会中の調査報告書が提出されておりますので、職員をして朗読させます。朗読は、全文の朗読を省略し、必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読分省略〕

- 議長（後藤清喜君） 委員長の補足説明がありましたら、説明を求めます。6番山内孝樹君。
- 6番（山内孝樹君） ただいま事務局職員をして朗読をして説明をしていただいたとおりでございます。また、概要等はお目通しのほどよろしくお願いをしたいと思います。以上でございます。よろしくお願います。

- 議長（後藤清喜君） 委員長報告並びに委員長説明に対し疑義がありましたら、疑義をただす発言を許します。（「なし」の声あり）ないようでありますので、以上で産業建設常任委員会調査報告を終わります。

次に、議会運営委員会より、お手元に配付したとおり、閉会中の調査報告書が提出されておりますので、職員をして朗読させます。朗読は、全文の朗読を省略し、必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読分省略〕

- 議長（後藤清喜君） 委員長の補足説明がありましたら、説明を求めます。11番及川 均君。
- 11番（及川 均君） ただいま事務局をして朗読のとおりの内容でございます。よろしくお願いいたします。
- 議長（後藤清喜君） 委員長報告並びに委員長説明に対し疑義がありましたら、疑義をただず発言を許します。（「なし」の声あり）ないようでありますので、以上で議会運営委員会調査報告を終わります。

次に、議会広報に関する特別委員会より、お手元に配付したとおり、閉会中の調査報告書が提出されておりますので、職員をして朗読させます。朗読は、全文の朗読を省略し、必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読分省略〕

- 議長（後藤清喜君） 委員長の補足説明がありましたら、説明を求めます。10番大瀧りう子君。
- 10番（大瀧りう子君） ただいま事務局が報告したとおりでございます。議会だよりNo.26を住民に周知しております。以上です。
- 議長（後藤清喜君） 委員長報告並びに委員長説明に対し疑義がありましたら、疑義をただず発言を許します。（「なし」の声あり）ないようでありますので、以上で議会広報に関する特別委員会調査報告を終わります。

次に、三陸縦貫自動車道建設促進に関する特別委員会より、お手元に配付したとおり、閉会中の調査報告書が提出されておりますので、職員をして朗読させます。朗読は、全文の朗読を省略し、必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読分省略〕

- 議長（後藤清喜君） 委員長の補足説明がありましたら、説明を求めます。15番西條栄福君。
- 15番（西條栄福君） ただいまの事務局説明のとおりであります。よろしくお願いいたします。
- 議長（後藤清喜君） 委員長報告並びに委員長説明に対し疑義がありましたら、疑義をただず発言を許します。（「なし」の声あり）ないようでありますので、以上で三陸縦貫自動車道建設促進に関する特別委員会調査報告を終わります。

次に、東日本大震災対策特別委員会より、お手元に配付したとおり、閉会中の調査報告書が

提出されておりますので、職員をして朗読させます。朗読は、全文の朗読を省略し、必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読分省略〕

- 議長（後藤清喜君） 委員長の補足説明がありましたら、説明を求めます。15番西條栄福君。
 - 15番（西條栄福君） ただいまの事務局の説明のとおりであります。これもひとつよろしくお願いたします。
 - 議長（後藤清喜君） 委員長報告並びに委員長説明に対し疑義がありましたら、疑義をただず発言を許します。（「なし」の声あり）ないようでありますので、以上で東日本大震災対策特別委員会調査報告を終わります。
これで諸般の報告を終わります。
-

日程第4 行政報告

- 議長（後藤清喜君） 日程第4、行政報告を行います。佐藤町長。
- 町長（佐藤 仁君） おはようございます。

本日、平成24年第9回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方にはご多忙の中、ご出席を賜り感謝を申し上げます。

第8回臨時会以降の行政活動の主なものについてご報告を申し上げます。

初めに、宮城県東部沿岸大規模被災市町連絡会議による要望活動についてご報告をさせていただきます。

去る8月30日、本町を含む沿岸5市町で構成する宮城県東部沿岸大規模被災市町連絡会議による要望活動を行いました。この要望活動には宮城県知事にも同行いただき、財務省、復興庁、民主党に対し、東日本大震災による被害の甚大な自治体に共通する課題の解決に向け、住宅再建等に対する一定の財源の付与並びに各種復興関連制度の弾力運用や拡充を求めてまいりました。

対応していただきました安住財務大臣、平野復興大臣、民主党樽床幹事長代行のいずれの方々からも「できる限り被災地の実情に制度を合わせていくようしっかりと取り組みたい」といったお話を頂戴いたしており、私といたしましても大変意を強くしたところであります。

今後とも、宮城県を含めた六者において協議を深めつつ、共通する課題の解決に向け、これまで以上に連携し、政府や関係機関に対し働きかけを行ってまいりたいと考えております。

次に、今月1日に実施をいたしました平成24年度南三陸町地震津波防災訓練についてご報告を申し上げます。

今般実施をいたしました防災訓練は、昨年3月11日に発生した東日本大震災により多くのとうとい人命が失われましたことから、東日本大震災と同じ想定のもとで命を守るということをも最優先として、関係機関10団体、そして各行政区、仮設住宅団地、おおむね8割の世帯の皆様方に参加をいただきました。東日本大震災の浸水域にいらっしゃる方々については高台への避難訓練を、また、仮設住宅にお住まいの方々や浸水域以外の地域の方々におかれましては、安否の確認や初期消火、炊き出し訓練などを実施していただいたところであります。

現在、本町は町の復興に関する業務に専心いたしているところでありますが、今後においては安心して暮らせる安全なまちづくりに向けて、高台移転事業等のハード事業に加え、新たな地域防災計画の策定を初めとした命を守る取り組みについても鋭意実施していく考えであります。

次に、災害等支援に関する協定の締結についてご報告を申し上げます。

今月1日、本町役場において、本町とNPO法人「市民航空災害支援センター」との間で、災害等が発生した際の支援に関する協定を締結いたしました。

この協定は、本町において大規模な災害等が発生した場合に、ヘリコプターによる人員の輸送や物資の搬送並びに情報収集といった活動を当該法人において実施していただくことを約束したものであります。皆様ご承知のとおり、東日本大震災により本町においては道路が寸断され、情報も途絶するという事態が発生いたしました。大規模災害は町のみで対応できるものではないことから、今後においても各種団体や関係機関との間において、町民の安全・安心に資する支援協定を締結してまいりたいと考えております。

次に、きのう、宮城県庁で開催いたしました第4回南三陸町復興整備協議会において決定された事項等についてご報告を申し上げます。

きのうの協議会においては、志津川地区被災市街地復興土地地区画整理事業、志津川中央地区における津波復興拠点整備事業、災害公営住宅整備事業、都市計画区域内に係る道路事業（国道45号、国道398号及び県道志津川登米線）及び5地区（清水地区、志津川東地区、志津川中央地区、志津川西地区、保呂毛・田尻畑地区）の防災集団移転促進事業について協議がなされ、いずれの事業についても関係省庁の同意をいただいております。

なお、この内容を含む南三陸町復興整備計画については、今月中旬に町としての公表を予定しており、この公表をもってこれらの事業に関する許認可等の効力が発生することとなりま

す。

今後においても、調整が完了した事業等については順次協議会を開催し、関係省庁の同意を得てまいりたいと考えております。

以上を申し上げ、行政報告とさせていただきます。

なお、早いもので、本日、震災後1年6カ月の節目を迎えました。町の復興はまだ途についたばかりでございますが、今後とも議員各位のご協力をお願い申し上げますとともに、犠牲となられました多くの町民の皆様のご冥福を心よりお祈りを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 暫時休憩をいたします。

町長の行政報告に対し伺いたいところがあれば、休憩間に伺ってください。

午前10時25分 休憩

午前11時01分 開議

○議長（後藤清喜君） ほかに。ないようでありますので、休憩前に引き続き会議を開きます。

書面にて提出された工事関係等の行政報告に対する質疑を許します。（「なし」の声あり）
ないようでありますので、以上で工事関係等の行政報告に対する質疑を終了いたします。

以上で行政報告を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。再開は11時15分といたします。

午前11時02分 休憩

午前11時15分 開議

○議長（後藤清喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5 陳情9の1 南三陸町防災対策庁舎の取り壊しの延期と再考に関する陳情書

○議長（後藤清喜君） 日程第5、陳情9の1南三陸町防災対策庁舎の取り壊しの延期と再考に関する陳情書を議題といたします。

お諮りいたします。

陳情9の1については、東日本大震災対策特別委員会に付託して審議することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、陳情9の1については東日本大震災対策特別委員会に付託して審査することに決しました。

日程第6 陳情9の2 町役場防災対策庁舎保存に関する陳情書

○議長（後藤清喜君） 日程第6、陳情9の2町役場防災対策庁舎保存に関する陳情書を議題といたします。

お諮りいたします。

陳情9の2については、東日本大震災対策特別委員会に付託して審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、陳情9の2については東日本大震災対策特別委員会に付託して審査することに決しました。

日程第7 一般質問

○議長（後藤清喜君） 日程第7、一般質問を行います。

通告1番三浦清人君。質問件名、1、防災対策について、2、防集移転事業について。以上2件について、一問一答方式による三浦清人君の登壇発言を許します。14番三浦清人君。

〔14番 三浦清人君 登壇〕

○14番（三浦清人君） 今回の定例議会、決算審査の定例議会でありまして、普通であれば審査する中で絡めていろいろと質問することもあるんですが、何せ今私、監査委員という立場でありまして、決算審査の質問を控えなければならないというようなこともありますんで、あえて一般質問という形になりました。

それから、きょうからテレビ中継といいますか、インターネットでの放送がなされるわけがありますんで、ひとつ町民の方々にもわかりやすい答弁をお願いしながら質問に入りたいというふうに思います。

第1点目であります。現在、全国各地で原発の再稼働についての議論がなされておりますが、最終決定、再稼働するかしないかという最終決定は政府と役人によって下されるのであります。これまで原発は安全で心配ないんだということで今日まで来たわけであります。そういう言葉を国民は信頼して生活をしてまいりましたが、今回の震災によって、この事故によってその安全神話は崩れたわけであります。

さて、その安全神話は誰がつくり上げたものなのか。言わずと知れた電力会社と政府であります。事故が起きれば想定外という言葉で責任転嫁する始末であります。こうなりますと、自分の命、生活は自分たちで守らなければなりません。町民の生命、財産を守ることが政治をつかさどる者として一番大事な使命であります。今後起こるだろうと想定される地震と津波に対する防衛策の一つとして、女川原発有事の際の町民の避難計画を早急に策定すべきと思いますが、町長のお考えを伺います。

次に、今回の震災で車が通行できる道路の大切さ、大事さというものを改めて感じたわけがあります。今後の震災に備え、災害避難道路の整備を急ぐべきだと思いますが、次の箇所について質問いたします。

第1点は歌津、田の浦・上の山地区から国道に通じる路線の整備。ここは今赤線になっておるところであります。二つ目は、同じ歌津地区の名足・北の沢から国道に通じる路線の整備であります。そして、三つ目は、歌津馬場中山地区住民が自力でつくった道路がございます。それは地域の方々が未来道という名前を命名いたしました。泊半島から来ている大磯線、そこから未来道に通じる路線の整備の考えはいかがなものか。そして、四つ目になりますが、その未来道、近い将来やはり町が管理すべきだと思いますけれども、その辺の考え方を町長に伺いたいと思います。

以上、まだあるんですが、一問一答方式でありますから、あとは自席で伺います。以上、登壇からの質問を終わります。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、お答えをさせていただきます。監査委員という重責を担っているわけですので、決算特別委員会でなかなかご発言ができないということがございますので、私も細部についてお答えをさせていただきたいというふうに思います。

では、1点目の質問でございますが、防災対策についてお答えをさせていただきます。

まず、1点目でございます。女川原発有事の際の避難計画の策定についてでございますが、議員ご承知のとおり原子力規制委員会設置法等、いわゆる原子力関連法案が成立をいたしました。本年6月27日に公布をされ、東北電力女川原子力発電所を初めとした原子力発電所の事故等といった原子力災害への対応について、基づくべき関係法令の整備がなされたところがございます。

この法整備によりまして、いわゆる原子力災害対策指針について、近く設置の原子力規制委員会により定める旨の法定化がなされており、この指針について原子力災害対策の重点的に

実施すべき区域の設定に関する事項が定められております。これに基づきましておおむね5キロメートル圏内に位置するP A Z、予防的防護措置区域、おおむね30キロメートル圏内に位置するU P Z、緊急時防護措置準備区域が設定されるものであります。

このU P Zの設定等に対応すべく、関係都道府県及び関係市町村においては関係法律の施行から6カ月以内となる、平成25年、来年になりますが、3月までには議員のご質問にあります避難計画となり得る地域防災計画原子力災害対策編の改正または新たな策定を行うこととなるものであります。この改正等に関しては原子力災害対策特別措置法及び災害対策基本法において国の関係省庁、都道府県及び市町村の各防災計画については互いに抵触してはならないと定められておりますことから、国及び宮城県の各防災計画にも沿った内容とする必要がございます。

現在、宮城県、そして県内関係市町の地域防災計画原子力災害対策編の改正等に向けまして、経済産業省並びに宮城県及び関係市町による原子力防災対策連絡会議において当該改正等に向けた実務協議等がなされているところでございます。

また、地域防災計画の改正等に当たっても、最も重要な事項となるU P Z、緊急時防護措置準備区域の設定に向け、近く学識経験者、そして当町を含む3市4町の首長を専門委員とする宮城県防災会議原子力防災部会の開催が予定されているところであります。

町といたしましては、原子力災害が及ぼす被害の重大性に鑑み、可能な限り早い時期での地域防災計画原子力災害対策編の策定等に向けまして、でき得る事務を引き続き進めているところでございます。

次に、災害避難道路の整備を急ぐべきについてお答えをいたします。ご質問4点ございますが、1点目から3点目につきましては関連をいたしますので、一連でお答えをさせていただきますと思います。

震災時には、避難、救急活動、被災地への救援物資運搬等に通行できる道路の確保が重要になりますが、今回の震災では国道、県道等が被災したため、その機能を十分に発揮されないといった状況になりました。本来、緊急輸送路は国道、県道が主体的に担うものであります。議員ご賢察のとおり幹線道を結ぶ道路や沿岸の道路が被災した際の副線となる山側の道路等もまた必要であると考えております。

ご質問の3路線の位置する地域は県道、町道等の路線が整備済みとなっております。しかし、一部に浸水区域内を通過する区間もあることから、整備の必要性については認められますが、事業の実施には多くの課題もあります。これらの課題については地域の皆様と整備手法を含

め十分な協議が必要であるというふうに考えております。

安心・安全なまちづくりは私たちに与えられた使命であると考えております。それは施設の整備だけで実現できるのではなくて、ハード面、そしてソフト面の両方がかみ合っその機能を発揮できるものと考えておりますので、今後策定をされます地域防災計画と高台移転計画を有機的に結びつけて、町民の皆さんが安全に安心して暮らせるように道路網の再構築を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いを申し上げたいと思います。

最後に4点目ですが、この路線は将来にわたりまして地域で安心して生活できるようにとの思いから、地域の皆様で路線を選定し、全国のボランティアのご支援をいただき、避難路として整備をしたものと認識をいたしております。

ご質問は町で管理をとということではありますが、今後策定する道路網計画の候補の一つであると考えられますが、解決しなければならない課題もあります。一つは、町道への接続区間が未整備であること、さらには土地の所有権の取得であります。未整備区間の取り扱いと土地所有者の同意の可能性も含めて、地域の皆さんと協議をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） それでは、順番に沿って一問一答方式で質問したいと思います。

まず、電力原発の関係であります。町長今答弁の中にいろいろと国が法で定めてこれから整備をしていくということはわかっております。実務的に今計画も進められているということですが、これは隣接市町村との連携をとりながらということもありますし、また、我が町独自だけでは難しい点もあるということもわかっております。しかしながら、いつ来るかわからない震災でありますので、これは急がなければならないという観点から質問したいというふうに思っております。

ご存じのとおり、電力需給の点から原発の是非についてはいろいろな意見があります。休止している原発の再稼働についても賛否両論であります。それはそれとして、我が町から30キロ圏内に原発が現存している。逆に言えば今ある女川原発から30キロ圏内に私どもの町があるということは事実であります。

今回の事故ではたまたま30キロの範囲が危険区域あるいは避難区域ということで福島の方々が避難、大変な生活をされておりますけれども、今後どの程度の規模の事故が起きるか想定をすることはできません。また、想定できる方は私は日本中探してもいないんじゃないかなというふうに思っております。その規模によっては避難区域が20キロ圏内になるのか、ある

いは40キロ、50キロ圏内になるのか、これは想定は全くできていないわけであります。

先般、超党派の国会議員の方々、9人ほどでこの事故が起きた福島原発の調査を行った。これはどういう調査かといいますと、原子力の安全保安院のありますデータ、この原子力安全保安院といいますのは我々一般の方々が行って資料を見せろと言ったって、これはなかなか出してくれないわけでありまして、やはり国会議員という方々の権力といいますか、そのことによってそういったデータが出されるわけでありまして、そのデータを分析し、施設の老朽化、耐震化、それを総合判断したところ、全国にある原子力発電所、50カ所あるそうであります。その50カ所のうち24基が危険な施設であるがために即廃炉にすべきということが報告されております。

さて、その廃炉にすべき危険な施設だと言われた24基の中に女川原発1号機、2号機、3号機が含まれているわけであります。でありますから、どのような地震あるいは津波が来るか想定できないわけであります。あしたに来るかもしれない。25年3月までに云々という町長のお話がありましたが、それまで来ないとは誰もわからないわけであります。ですから、私は急いで町民の避難計画書というものは、町独自でもいいですから、つくらなければならないんじゃないかというふうに思うのであります。

国会の事故調査委員会、これは有識者あるいは学識経験者等々、学者等もいろいろ入って調査をいたしました。それで、3月11日の福島原発、あの事故は津波ではなくて地震によって施設が損傷して起きた事故だという報告もなされております。そういうこともありますんで、その辺のところもよく考えた上で、皆さんと連携をとってそういった法に定められたことも進めるのも大事でありましょうが、それ以前に私ども現在30キロ圏内にあるわけですから、気仙沼とか、あるいは登米市の方々とはまた別な位置にあるわけであります。そういったところで、我が町独自の避難計画書というものをつくらなければならないのではないかというふうに思うんですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 国内の50の原発がございまして、その後調査がいろいろ進んでおります。いわゆる地下断層の問題等々を含め、あるいは津波災害にどうその施設が持ちこたえられるのかと含めて、総合的にさまざまな検証が今されているということは私ども認識をいたしてございます。

今、安全神話というお話ありましたが、まさしく今回の福島原発においてはそれがもろくも崩れ去ったという現実を我々は突きつけられたわけがございますので、そういった中で日本

のエネルギー政策というものがどういうふうな展開をしていくかということについては、しっかりと注視もしていかなければならないというふうに認識をさせていただきます。

今、三浦議員から町独自のというお話ございましたが、これなかなか町独自では難しいです。率直に申し上げて、例えば一つの例を挙げますが、この今現在の町の住民基本台帳1万5,400人ほどございますが、この町民をいかに避難をさせるのか、どの場所に避難をさせるのかということを含めまして、そういった避難の場所、それからどういう避難の形態をするのかを含めて、これはある意味県等の調整が入っていかないとなかなかこれは難しいというふうに思います。町独自でその避難を、町民皆さん全てを避難をするということについては大変難しい。

それから、先ほどちょっとUPZの関係で30キロの件、話ありましたが、南三陸町で30キロ圏内ということは、場所は戸倉地区はもちろん入ります。それから、林地区、大久保地区、ここまでが30キロ圏内というふうに入っています。その住民の方々も三千数百名いらっしゃるわけございまして、この方々をいかに避難をさせるのかということ、町単独でそれを避難誘導するということについては、非常にこれは難しい問題です。そういうことについてはやはりどうしても南三陸町だけの問題でございませぬ。さっき言いましたように3市4町かかわってございますので、そういった3市4町の市民、町民をどのように避難をさせるのかということについては、これは基本的にはやはり県が調整に入る、あるいは国の指導も仰ぐということが大変重要だというふうに思いますので、その辺はひとつご理解いただきたい。

ただ、いずれにしましてもいつ起きかわからないという大災害を我々これまでも経験したわけでございます。今後いつ来るかわからない災害にいち早くそういった原子力問題に対応できるように、避難計画については意を用いて、やはり我々進めていきたいというふうに考えておりますので、ひとつご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 1万5,400人どーっと一挙に避難する、これは難しいです。それはわかります。NPOのヘリコプターを頼むわけにもいかないし。だからといって船で輸送するわけにもいかない。わかります。難しいから早目に手を打たなければならないということです。避難する場所、土地。それを今から少しずつでも計画を立てて、有事の際には真っ先にそこに行くんだということを一日も早くつくらなければならないということを私は言っているんです。難しいです。難しいからといって、では国の施策はどうなんだ、県のほうはどうなん

だということで待っていたんではいつになるかわからないです。その間に来るかもしれない。

私は、難しいと言われてはいますが、なぜこういうことを言うのかというと、町長の防災意識を高めたいということから言っているんです。町長の言っていることはわかります。町単独では難しい、県のほうからいろいろとやってもらわなくてはわからない。3市4町の方々、一緒になってやっていかなければならない。UPZ、これは緊急時防護措置準備区域とかいろいろありますが、専門的なことはよくわかりませんが、我が町は女川原発の有事の際にはここに行くんだと、ここに皆さんで避難するんだという道しるべだけでもつくっておかなければ、住民は安心して暮らせないんじゃないですかということなんです。有事の際、我々どこに行くんでしょうか。町民に聞かれたら私たち何と言いますか。わかりません、県がやることです、国がやることです、それで済まされますか。それを私はあえてこの質問で言っているわけです。その辺のところの考え、いかがでしょうか。

時間がいっぱいあるんですけども、今回は早目に切り上げたいと思いますので、次に進みます。

2番目の道路の整備です。事業実施する際にはいろいろな問題、課題が出てくるのは当然です。土地の関係ですから地権者の方々の許可をもらわなければならない、いろいろな問題が山積みになるのは当然です。新しい事業としてやるわけですから。

そこで、(1)の田の浦地区の上の山の赤線ですが、今、地区の契約会長さんのほうに地権者の方々に当たっていただけるようお願いしております。何人かの方には話を進めておるところでありまして、ただ、地権者の中には町内にいなくて、よその町に、仮設住宅あるいはアパート等で行っている方がいますので、まだそちらのほうには話が行っていないんですが、ぜひ町のほうとしてもこの地権者の方々と交渉する際に当たっては契約会長さんのほうに協力をもらいながら、私のほうからも契約会長さんのほうにはその旨を話しておりますので、ぜひ早目に進めていただきたいというふうに思います。

それから、名足のこの北の沢の路線であります、本来は国道までやっていただきたいんですが、なかなか距離もあります。そこで、今回この北の沢地区に公営住宅建設を予定しております。その前を県道であります泊崎半島線がございまして、これが田の浦地区に行く国道に今ぶつかっているわけです。まずもってその地区の区間といいますか、それを早めて公営住宅の建設予定地の近辺のほうといいますか、そうすると石浜地区、名足地区の住民の方々が避難ができるということになりますので、その辺のところも急いでいただきたいという考えです。

それから、未来道ですが、これはせつかく住民の方々が自力でもって、ボランティアの方々のお力をおかりしてつくり上げた道路であります。避難道であります。これが町がつくってもらったんだ、いいんだということだけではなく、将来的には町が管理をして側溝整備なり、あるいは路幅も少し広くするとか、そういうふうなことをしていかなければならないというふうに思いますし、泊半島から来ております大磯線との取りつけ、これが大事になってくるわけであります。未来道だけではなかなか難しいですから、泊の方々が避難できる大磯線からつながらないと避難道としての効力が出ないわけであります。

問題は先ほど町長が言ったように、そのおり口です。おり口をどのように進めたらいいかというお話であります。私もそう思います。今現在、業者の方がガマコン建設でその場所を土取りをしておりますので、そのおり口をどこに持っていくか、これをやはり早急に検討して国道につながる路線に結びつけなければならぬというふうに思いますが、なかなか現場のことですからわからない点もあるかと思うんですが、これは建設課長のほうがわかっているのかなと思いますし、また、町長もこの現場には行って見たんですか。確認しているかと思うんですが、その辺のところの質問です。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 通告書の中でなかなか場所が特定できないということで、現地、建設課長と一緒に見てまいりました。田の浦から上の山地区に通じる道路を含めまして、道路網として整備をする必要があるということについては先ほど申し上げたとおりです。特に私、有効だと思ったのは、名足の北の沢から、被災地のときに石浜まで抜けられるということで、あの辺は非常に有効性で、いざ災害のときに非常に物資あるいは人の行き来ということについては大変あの場所がいいのかなというふうな思いがございます。

ただ、その下の大磯線、あそこは大磯線から未来道に行く間に大沼線があります。大沼線も非常に狭いんです。だから、大磯線からの未来道への道路だけでなく、やはり大沼線も拡幅をして未来道へつなげていくということが非常にあの辺とすれば道路の利用価値として高まっていくのかなと思います。

それから、未来道はご案内のとおり名足側に落ちていく道路については大変急でございます。あの辺含めてやはり町道管理ということであれば、その辺も含めて検討しなければならないというふうに思いますが、いずれやはり地権者、行き着くところはそこなんです。地権者等の皆様のご理解をどういただくのかということについては非常に大事な分野だろうというふうに思います。それがなければ前になかなか進めないという部分がございますので、それ

はあとこれからさっき言いましたように防災計画の中におきましてどういうふうな道路網をつくっていくのかと、その中で位置づけをしながら取り組んでいきたいというふうに思います。

いずれ私の答弁でちょっと足りない分については、建設課長から補足説明をさせたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 1点目、田の浦地区の問題でございますけれども、これまでもそうでございますけれども、地区内の道路の整備に関しましては当然契約会長、契約会を通じながら地域の合意形成を図ってまいりました。今後、今4路線伺っておりますけれども、これらについて全て地域の契約会なり、そういう地域の皆様と協議を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

それから、今、町長がほとんどしゃべってしまいましたけれども、それぞれ課題がございます。例えば未来道の取りつけでございますが、現在縦断勾配20%ほどございます。基本的にはその3分の1程度に緩和をしなければならないという一つの課題がございます。これにつきましては、そのルートも含め、それから警察のほうともいろいろな協議が必要となりますので、当然契約会を含めて四者なりでその辺は協議をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 前向きに検討して進めていくというような答弁内容から判断をいたします。ぜひ早目にこの整備方をやっていただくように、お願いではなくて、やるべきだと思いますので、よろしく検討していただきたいというふうに思います。

次に、防災集団移転についてであります。私、この件についてこれまで特別委員会あるいは臨時議会等々で何度もお話をしておるわけでありまして、防集、いわゆる高台移転につきましては、今の制度では土地は買うか、あるいは借りるか、二つの選択しかないわけでありませう。

お金のある方々につきましては土地を購入してすぐ新しい家を建てられるということになるわけですが、非常に経済的に難しい方々もいるのは事実であります。その背景といたしましては、二重ローンの問題やら、あるいは震災によって収入が途絶えた方あるいは収入が減少した方等々があります。

そこで、高台移転の土地について地代金を支払うということは、今申し上げた二重ローンと

か収入が減少した方々にとっては大変なことであります。家を建てて頑張って貯蓄をして、そして土地を購入できるまでの間、これは20年あるいは30年ぐらいかかるのではないかと思います。その間において借地料を無料にする措置を講じることはできないかという質問であります。

一問一答方式だから、あとはそういうふうにやりとりするんだね。議長、そうですね。

○議長（後藤清喜君） 関連あるから二つ目も。

○14番（三浦清人君） 次にその2のほうであります、産業廃棄物の関係ですが、戸倉地区の方々が高台移転、防集を予定しております用地から発見された産業廃棄物の調査、撤去、これを急がなければならないというふうに思いますけれども、町長の考え方をお聞かせください。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、2件目のご質問でございますが、防集の移転事業についてということでお答えをさせていただきたいと思っております。

まず第1点目のご質問、土地の借地料を20年から30年間無料にすべきについてでございますが、議員ご承知のとおり防災集団移転促進事業での造成地につきましては賃貸借または買い取りが可能な制度となっております。そして、造成地を購入した方には固定資産税の負担をいただくこととなりますが、借地料を無料とした場合、土地に係る負担の不公平感が発生をいたします。これを是正するため、借地料については有料とする方針であります。

なお、借地料の設定に当たりましては、南三陸町の財産の交換、譲与、無償貸し付け等に関する条例の規定に基づき、行財政貸付率4%を準用して設定するところでありますが、被災者支援の観点から固定資産税率1.4%を採用、3分の2の軽減になります。その軽減を図っていきたいというふうに考えております。

次に、2点目のご質問、戸倉地区の産廃問題の調査でございますが、議員ご承知のとおり、この問題は戸倉地区の集団移転候補地から県に事務委託をしておりました災害廃棄物の二次処理施設の整備を行うため、整地に使用する土取り作業中に廃棄物が確認されたことに端を発したものでございます。

確認された廃棄物がコンクリートがら等であることから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する産業廃棄物に該当すると考えられるため、関係機関である保健所等にその旨を通報し、保健所、請負業者と現地を確認したところ、保健所も同様な判断を示し、県廃棄物対策課と県警は廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき調査を行っているところであり

ます。

調査は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき行われるわけですが、廃棄物問題は常に新たな問題が出てくるような状況であることから、この法律は対症的に頻繁に改正されている状況でございます。いつ、誰が、何を、どれだけ、何の目的で、どのように処理または投棄をしたのか、この改正時期と密接な関係がございますので、県及び県警ではこれらの調査を行っているものと思われま。

本町といたしましても、当該用地が町有地であり、さらに集団移転候補地であることから、関係機関と連携をとりながら早期の問題解決のため、積極的に協力を行っているところでございます。

また、さきの臨時会でも申し上げましたとおり、現在、環境に与える影響につきまして町独自に専門業者の意見を聞きながら、関係指針等を参考に調査を行う準備を進めているところであります。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 借地料につきましては、無償化は不公平も出るということでなかなか難しい、ただ、借地料の料金につきましては1.4%ということで大変低い額だからいいんじゃないかという答弁であります。その話は何度も私も聞かされておりますけれども、幾らでも、私の言っていることは震災前に家を建てて津波で流されて、まだローンが残っているわけです。今度新しく家を建てるとまたローンを組むわけです。要するに二重ローンということで、二重ローンは払わなくてはならない、地代金も払わなくてはならない、震災前から比べると収入が少なくなっている。どうやってその地代金1.4%も払えるんですかという。払えないんです。

皆さん、町民全員が地方公務員であればいいんです。地方公務員。そうすれば払えます。収入が安定していますし、高い給料をいただけるんですから支払いはできます。民間の方々は職員よりも少ないんです。地方公務員よりもはるかに。ですから、悩んでいるんです。そういう方々を救っていかねばならないのも政治の仕事なんです。二重ローン、大変なんです。前の借金をいかにして払っていくか。そこを考えてもらいたいということです。

それで、何度も言っていますように私ども震災特別委員会で国会に陳情いたしました。平野復興大臣、私、大臣に話しました。なかなか厳しい制度です。何とかこれを無料化にできるような制度をつくってもらえないか。「いや、それなら町として上げてください。検討しますから」と言われたんです。だから、私は帰ってきて議会あるいは特別委員会でそのことを

執行部の皆さん方に、早く取りまとめをして何人ぐらいの方々が土地を借りるのか、どれだけの負担があるのか、それを町として国のほうに上げるべきだと、資料をつくってあげるべきだと。復興大臣は待っているからと私たちに話されたんですから。上げてよこせと。何度も言っているんですが、いまだにそういう話もしていない。だから、やる気があるのかというお話になるわけです。

仙台は財政が豊かでありますから、いろいろな独自の支援策をやっておられます。市町村によって格差がありますから町独自の支援としては難しい。その分、どうか国のほうから交付税か何かの算入をしてほしいという陳情書も必要なんです。それが政治の仕事なんです。だと思いますが、いかがですか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 結局、防災集団移転事業でお入りになって、こちらの方は固定資産税を払っている、こちらの方は固定資産税を払っていない。これは必ず問題が出ます。必ず不満が出ます。払っている方は隣が払っていないんだから私も払わなくていいだろうということになってくると思います。これは間違いない話です。

それから、例えば防災集団移転事業でなくて、例えばもう既に個別移転した方々、そういった方々もこういう情報というか、お話がありますと、なぜそちらだけがただなんだと、我々もただにしろ、そういう話になってきますと、これは全く税制度の根幹にかかわってくる問題になってきます。

ですから、ある意味、先ほども申しましたように、被災して大変な思いをなさっているというのは我々も十二分に承知しています。その中で、先ほど言いましたように、志津川地区ですと大体4%ですと100坪で1カ月2万2,500円の地代がかかります。それを約3分の2軽減させていただきまして7,900円で地代にして、それで何とかお願いできないかというお話をしているわけですので、そこはひとつご理解をいただきたいというふうに思いますし、それから、あわせて、先ほど仙台の話が出ましたが、担当のほうで仙台のほうにも確認をさせていただきました。しかしながら、内容のスキームはほとんどできていないというところですので、その辺はひとつご理解いただきたい。ご報告ですか、お願いをしたいというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） ちょっとお待ちください。

一般質問が続行中ですけれども、ここで昼食のための休憩といたします。再開は1時10分といたします。

午前 1 1 時 5 8 分 休憩

午後 1 時 0 8 分 開議

○議長（後藤清喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 午前中に引き続き一般質問を続けたいと思います。

防災集団移転事業についての質問の途中でありました。

私、何度もお話をしておりますように、この制度の改正を国のほうにお願いしたほうがいいんじゃないかということをお話ししておりました。町として復興庁にそういった話をしたのかどうか、まずもってその辺から。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） これは基本的な制度上の問題で、町で決定ということでございますので、町として復興庁のほうにお話をしているという事実はございません。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） それで、国のほうでは何ら回答というのは来ていないということですか。

（「ございません」の声あり） ございません。なぜしないの。復興大臣は町の考えをまとめて上げてよこせ、検討するからというお話を我々特別委員会で国会に陳情したときに直接平野大臣とお話をしたんです。そうしたら、大臣のお話は、それは町のほうとして国に上げてよこせということ言われたから、私はこの南三陸町に戻ってきて議会なり特別委員会で、再三にわたって、そういう国の方針であるからそういった要望なり実態を調べて上げてやってほしいという話をしていたんです。制度上ですから。

それを町が独自で支援をする際には交付税として算入してよこすのか、特別交付税をよこすのか、それは町が上げてやって国が検討することですから、それもやらないで制度がこうだからできない、やらないでは話にならないということです。なぜ出してやらないんですかということです。せっかく大臣がそう言われたんですから。平野大臣、あした、夕方来るんですね。私どもも議長のほうから出席の依頼がありましたので、直接あした話しますよ。あなたの話していること。逆に言われますよ。「いや、あなたの町のほうで何も上げてよこしませんよ」と言われたらどうするんですか。その辺どうですか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 基本的にそれ以前の問題で、先ほど来お話ししていますように、この問題については大変不公平感を生じる問題だということが町としての基本的な考えでございます。制度がどうのこうのということよりも、そういった固定資産税をお支払いいただく人、隣同士で払わない人、そういう方が混在をするということ自体がこれは問題だということでお話をさせていただきます。

それから、今担当課長にあとちょっと説明させますが、まだこの問題については制度上で大変厳しい問題がございますので、それは担当課長から説明をさせたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 無料、無料という仙台市の賃借料について、そういった報道がなされているということで、当町においてもいろいろな角度からいろいろ調べさせていただきました。仙台市のほうも50年間無料という部分だけが先行して報道されているという状況の中で、まだ具体のシミュレーションという部分については行っていないということで、50年間を上限とするということで個人によっては20年で有料になる方もおりますし、そういった状況の中で仙台市としても答えられないということでもあります。

ただ、例えば議員ご指摘の賃借料が仮に無料という形になった場合においては、その正規の賃借料部分、減免になった部分が一時所得として税制上みなされるという通達もございます。そうなりますと、それが一時所得になりますと、実際に無償で借りている方が表面上賃借料としては無料でございますけれども、税制上、所得税や町県民税あるいは所得に応じた段階での国保税、そういったものにも影響はしてくるということでございますので、賃借料は表面上無料という形になってはおりますけれども、税制上の負担も生じてくる可能性もあるということでございますので、この件につきましてはほかの自治体も仙台市等を除きますとほとんどが固定資産税相当額あるいは固定資産税率1.4%を採用する方向で検討しているという県内の状況でもございます。そういった税制上の部分もなお引き続き町としても検討しながら、被災者がよりよい状況の中で検討を引き続き続けていきたいなというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 固定資産税が購入した場合発生すると、それから、借りる場合は固定資産税は発生しないと。それはわかるんです。だから不公平が出てくる可能性もあると。それはわかります。そうすることによって、借地を無料にすることによってそういった不公平が出てくる。そうした場合には、今度は第二弾として、震災で高台に移って土地を購入した固定資産税はこれはまた取らないと、ある期間無税にするというような制度の改正もなり得る

わけですから、それを町独自でやった場合、国のほうからの交付税とか特別交付税とかで支援してくださいよというようなことが段階的に出てくるわけです。

何もしないで不公平が出るだとか、そういうことでは進まないと思います。ただ制度にのっかってそう言われるままに進んだんでは町民のためになりませんよ。私はそれを言っているんです。何も土地を購入した方々からきちっと固定資産税を取れとか、買えない方には無料で貸し付けるとか、それだけの話で言っているのではないんです。それで生じた問題については第二弾、第三弾で解決していく方法がいろいろあるでしょうと。それはそれとして考えなければならない。政治として。政治をつかさどる者として。

まずもってはその借地料を無料化をして、その財源確保のために国のほうで面倒を見てくれというような陳情なりを町としてしなくてはならない。私はそう考えているんです。何もさっぱりやらないで、理屈ばかり最初に先行して、何ですか。やることをやって、やってください。やってダメだったと、国のほうにも出したんだけどもとうとう認めてもらえなかったというのであれば納得もしますが、そこに座っていて何もできませんでは、これは話になりませんよ。こんなことでは復興できませんよ。私はそう思います。どうですか、その辺。

それから、少ない金額と先ほど言ったんですが、1カ月7,900円でしょう。7,900円。これは大変な額ですよ。地代金1カ月。1年で7,900円ならわかります。1カ月で7,900円ですよ。収入の少ない方々にとっては大変な金額です。その辺。ですから、金額の額、民間の方々とあなた方の価値観というか、かなりの隔たりがあるんですけれども。7,900円、大金ですよ。これ地代金として1カ月。これを30年間積み立てたとしたら幾らになると思いますか。課長。あなた事務屋だから電卓たたいてみて。7,900円掛ける30年間。土地を購入できませんか。地代金として払っているものを貯金をした場合に。30年間積み立てたら幾らですか。土地代、買えるでしょう。私はそれを言っているんです。

そして、収入が少ない方々が一生懸命頑張って、少しずつでもためて、土地を購入するぐらいの期間をため込めば土地を買えるんですから。そうじゃないですか。私はそれを言っているんです。いかがでしょう。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほど来お話ししておりますように、県内の被災自治体、この問題について固定資産税相当額の4%を選択している自治体もあります。それから、私どもの町のように、それでは被災者の方々の支援にならないということで3分の2の減額の1.4%にしている自治体もある。ですから、我々とすれば先ほど来お話ししておりますように、被災者の皆

さん方にご支援をするという観点で4%から1.4%に引き下げて、その中でお願いをしたいということを行っているんで、そこはひとつご理解いただきたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 住民の方々がいかに早く復興するか、そして、震災前の生活を取り戻すか、我々の仕事であります。何度も言うように町としての考えを国にぶつけて、何とか町独自の支援策については国のほうで面倒見てくれよということを出してやって、それでもなおかつだめであれば、町長、今のような答弁は適正かと思いますが、やることもやらないで、住民からお金を取ることを前提としか考えていない。徴収ありき。そう言われても仕方がないんじゃないですか。というよりも、あなたはやる気があるのかということと言わざるを得ない。これ以上言っても平行線になるかと思うんで、この辺にしたいというふうに思います。非常に残念です。

次に、戸倉地区の方々が高台移転を予定しています。防集です。その用地から発見されました産業廃棄物の件であります。先ほど1回目の質問で現在まだ調査中、町独自でも調査をしていると、協力も行っているというふうなお話でした。

この問題、ずっと経緯をたどっていきますと、この産業廃棄物が発見されたのはことしの4月27日。それで、5月2日に県、町、業者で現地確認したと。先ほど町長の答弁ですとコンクリート片というふうなお話ですが、8月8日の特別委員会のお話ですとコンクリート、アスファルト、タイヤ、ビニール袋、空き缶というふうな産業廃棄物が発見されたということを経営対策課長のほうからお話がありました。コンクリート片だけではないんです。

それで、7月12日に県警、保健所、町で今後の対応を協議したと。もろもろそれまで経緯があって、新聞報道が8月7日に報道されたんですね。これは地元の新聞ですが。このときも8月6日に岩手日報、それから、東北放送が既に放送したんです。それで、地元の新聞は8月6日にわかったということで8月7日に記事を掲載したわけです。

そういった流れの中で、8月29日、その前に8月7日の河北新報の記事を見ますと、高台移転用地から産廃と、高台移転計画に影響なしだということが載ってあるんです。この記事を見ますと、町によると産廃を埋めていたのは地元の建設業者と見られるという記事なんです。すると、町は建設業者と見られるというのはこの段階でわかっていたんですか。どなたからお聞きすればいいんですかね。この記事を掲載するに当たってどなたかにインタビューというか、来たわけですね。報道。河北新報社が。いつ来たか、わかりません。8月7日に載っているんですけども。ですから、そのときに町のどなたかのお話によってこの記事が掲載

されたと思うんですが、町によると産廃を埋めていたのは地元の建設業者と見られる。ゴルフ場開発が中断し、土地を建設業者が所有していた1970年中ごろから90年ごろに埋められたということが載っているんです。だから、町は建設業者が埋めたということをいつの段階でおわかりになっていたのか、まずその辺から。

○議長（後藤清喜君） 環境対策課長。

○環境対策課長（千葉晴敏君） それでは、今のご質問でございますけれども、この新聞報道の関係につきましては、私は取材は受けておりませんので、その情報の出どころについてはちょっと把握してございませんが、（「知らない方から答弁もらってもわからないから、この発言をした方に答弁いただきたい。取材を受けて発言をした方に答弁をいただきたい。あなた話をしていないんでしょうから」の声あり）

それでは、その後段の部分の町が実際関係業者からの聞き取り調査、これは前にもお話ししたかと思えますけれども、8月1日の時点で町のほうでは関係すると思われる業者の方から事情をお聞きして、そこである程度の内容についての確認ということはしてございます。

ただ、もちろん町としてこれまでの事情をお聞きする程度のことでしたので、はっきりそこで時期であるとか量であるとか、そういった部分の確認まではできておらなかったというのが現状でございます。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 記事にどの職員が発言したのかということについては、把握はしてございません。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 把握していないって、町長がわからないのに職員が勝手にこういう話をしているんですか。町長が把握していないで誰が把握しているんですか。3回目言いますよ。町によると産廃を埋めていたのは地元の建設業者と見られる。だから、町としてはどの建設業者だかということはわかるんじゃないですかと。わからない。

いや、では角度を変えて。この新聞記事は町のどなたかからインタビューというか、やられて、取材されて書いた記事ではないということですか。町によるとと言っていますから。いや、新聞記者は取材しないでただ書くわけにいかないでしょう。大変ですよ、町長。新聞屋には何か言わなければならないんじゃないですか。何でこういうこと書いたと。我々わからないのにと。普通そうじゃないですか。これ、今の話、新聞記事と今の町長の話で納得する町民は何人いますかね。私はいないと思いますよ。誰がしゃべったものを記事に載せたのか

ということになりますよ。

それでは、今、環境対策課長のほうから当時の8月1日の段階でお話しだと。この間臨時会で、29日、これ環境対策課長でしたけれども、8月21日から県警あるいは県が業者から事情聴取しているというお話ありましたね。大体どの業者から事情聴取しているんですか。もうわかっているんですか。それから、総量。埋め立てられたと見られる総量も調査すると。量です。種類も含めて。それも8月29日の臨時議会でお話しになっている。あれからもう10日以上もたっているわけですから、その後の進展はどのようになっていますか。

○議長（後藤清喜君） 環境対策課長。

○環境対策課長（千葉晴敏君） 8月21日、この日に宮城県及び宮城県警のほうで現地調査を行ったということでございまして、その際にいろいろ打ち合わせ、協議等も行っております。そこで、実はその後にも県の廃棄物対策課のほうとは連絡とりながら内容を確認しておりますけれども、はっきり申し上げて今、県のほうでも関係者からの事情聴取等はもう既に終了して、ある程度の事情は確認はしていると。

ただ、現在、その部分については宮城県警のほうでの捜査中ということでございまして、その部分の県警からの結果報告を待っている状態だということでございます。それにつきましては、内容は投棄の原因者、それから投棄の時期ということの特定を待っていると。県のほうで独自に行っている調査につきましては、前にお話ししたとおり廃棄物の推計量、数量と、種類については現場で確認ができますので、それについては県のほうで独自の調査を進めたいと、現在その調査中ということです。

町としましては現場の周辺の環境の調査、これも前からお話し申し上げておりますけれども、周辺の環境に悪影響を及ぼしていないか、その調査については町のほうで独自に調査を進めていくということで、今現在、実はまだ着手しておりませんが、今仕様書を作成中でございます。それで、間もなく契約の予定でございまして、遅くても今月中にはその辺のサンプリング調査のほうを着手したいというふうに考えてございます。

ただ、この調査が環境影響調査ということでおざなりな調査はしたくありませんので、その内容につきましてはかなり詳細にやるつもりでありますので、その結果が出るのにおよそ2カ月程度要するというので、今、業者のほうといろいろ連絡をとりながら業務のほうを進めているという現状でございます。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） この土地につきましては人間が生活をするとところなんです。高台移転で

すから。何も利用目的もない土地であれば今課長が申し上げたような状況でもよいかと思います。県警の調査、捜査の結果を待っているとか、県が産業廃棄物対策課のほうで調査をやっているとか、それは別問題なんです。

私が先ほど言ったように、これから南三陸町の町民がそこに生活をする場所なんです。県警は刑事事件なのかということ調べている。それから、県は対策課ですからそれなりの調査はしないんです。これは調査は町独自で、住民がそこに住むわけですから、安全だという確保が出ない以上、そこに高台移転の事業を進めることはできないと思うんです。100%安全であるということを確認しない限り。そこで私が言うのは、町独自で調査を急ぐべきだということなんです。県警とか何かはいいんです。そちらはそちらで刑事罰になるのか、あるいは産業廃棄物法に違反しているのかどうかというのは県とか警察がやることなんです。そのことはそれとしてそっちのほうに任せて、我が町の住民がそこで生活する場所は安全なのか、そこに生活させて大丈夫なのかという調査を進めないで高台移転という事業が進められることができないんじゃないかということを言っているんです。わかりますでしょう。そこ、それだけなんです。

ですから、この新聞報道を見ますと沢地に埋めたようだということが載っているんです。谷地といいますか。だから、かいわいにある沢地、谷地、何カ所あるかよくわかりません。それは全部調べる必要があると私は思います。水とか土壌とか、おざなりにしたくないから厳密なる調査をする、2カ月かかる。2カ月で安全は確認できますか。2カ月で。何が埋まっているかわからないんですから。産廃には何十年後に有害物質として出る可能性のあるものもある。コンクリートあるいはアスファルトだけだったらいいですよ。それは水の調査、土壌の調査をすれば人間が住んでも大丈夫でしょう。しかし、それ以外のものが、もし人体に有害物質になるようなものが入っていたとするならば、これいつ人体に及ぼすのかわからないんです。長期間たって出てくる可能性の物質もありますから。私はそれを言っているんです。

ですから、沢地という沢地、谷、全てほっくり返してみてもいいですか。山があつたりとか谷があつたりとかと、こういうものがあるわけですから。そこを全て調査しないと住民の方々を安心して住まわせることはできないと思います。何が入っているかわからないんですから。課長、あなたわかりますか。誰が言ったんですか。この高台移転の計画に影響なしなんていうのは。私は大きな影響があると思いますよ。それが全部調査が終わらないうち高台移転の事業を進めてはならないと思います。住民の命を守ら

なければならぬんですから。それでも高台移転は進めるんですか。どうですか。高台移転は進めるんですか。この問題、全部調査が終わらないうちに進めて大丈夫ですか。私は心配でなりません。その辺どうお考えですか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 検査をしっかりとしろというご指摘だというふうに認識をしております、町としてもそういう方向で考えているということです。ある意味、三浦議員も大変ご承知だと思いますが、この廃棄物の関係については、毎年と言っては大きですが、頻繁にこの規制が変わってまいりました。

当時、当時といっても大分前になりますが、旧志津川におきましては桜川の上流、いわゆる志津です。桜川の上流はあそこは安定型の処分場ということで、そこにさまざまなものが廃棄になっておりました。それは当時の法律としては認められておりました。その後、いろいろさまざまな今度は管理型に変えなければいけない、そういう法律が変わりまして、その後そこに覆土をしてそのままの状況にしておりますが、いずれ毎年その水質検査は行ってございます。現在もそれは行ってございます。当然、下流域には志津地域の方々がお住まいですので、そういった環境調査というのはしっかりとこれまでもやってまいりました。

当然、ご承知のように歌津地区の草木沢においても同様の処理がなされてきた経緯がございます。そこも草木沢の地域も当然のように毎年のように水質検査をやって、周辺にお住まいの方々の健康被害が起きないようにということで、現在もその調査を行ってございます。

私どもとすれば、先ほど来お話ありますように、どの時期にこのごみが捨てられたかということについては、先ほど来お話ありますように県警のほうで調査中ということでございます。したがって、年度年度でどのように廃棄物の法律が変わってきたのかということをお我々しっかりと認識をする必要があるというふうに思っております。特に平成7年だと思えますが、ダイオキシンの規制が大変厳しくなりました。当時、私も環境衛生組合議会の議長をやっておりましたので、その際にもあの場所がもう焼却炉として使えないということがございました。その後に焼却の問題については気仙沼市のほうにお願いをしたと。それから、焼却灰については民間の業者のほうにお願いをしたと。

私が何を言いたいかというのは、廃棄物というのが年々そういうふうに、年々歳々という大変大げさでございますが、そのように変わってきた経緯がございます。したがって、私どもとすれば先ほど来お話ししますように、いかに水質検査を含め、しっかりと検査をしながらその場所に高台移転の場所として求めていくと、そういうふうな考え方については

基本的に変わってはいません。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 法律の改正、変更、そのとおり町長が言われたようにいろいろと変わってきているんです。その当時は合法、今は違法になるんですけれども、それはそれとして、私は何を法律をどうのこうのじゃないんです。言っているのは。それは県警がやること、県でやることなんです。違法とか刑事罰とかというのは。それはいいんです。私が言っているのは、何が捨てられて、何がいまだに発見されていない、有害物質がある可能性のあるところに高台移転として人を住まわせることができますかという質問なんです。法律とか何はいいんです。そっちのほうでやることですから。私たちは住民の生活の安全を考えなければならぬわけですから、それを言っているんです。ですから、今の段階でもどこに何が入っているかいまだにわからないいでしょうから、そこに高台移転として住民を住まわせることができますかということの質問なんです。

高台移転の事業ありきで進んでいるんでしょう。できれば誰が捨てたのかわからないほうが本来はいいですよ。そして、中にもアスファルトあるいはコンクリート片ぐらの産業廃棄物が捨てられていればこれにこしたことはないわけです。ただ、何があるのかわからないんですよ。だから困っているんです。

これ以上お話ししてもなかなか答弁も限られているでしょうから、言いたくないんですけれども、このゴルフ場建設予定地については当初、町が買い受けをするということで陳情書が戸倉地区の方々から出されました。その数1,479名の署名人数でありました。実際、この高台移転を希望する方々は1,479名には至っていないと思うんです。その背景には、まさかと思うんですが、こういった産廃があるということを知っていたためにここに高台移転を希望しないという人がいるのではないかという、今度は疑いを持ってきた。疑いなくなってくるわけです。署名はしたけれども。だから、この署名というのは果たして当てになるんだろうかということなんです。

環境対策課長、警察から特定業者が判定できた場合には町のほうに報告受けるんでしょうか。それから、その廃棄物の処理方法、処理です。それはどのようになるのか。どの段階で県警が捜査を打ち切るのか。町は県警、県が捜査しただけを、町はそれですとするのか。町独自としてまた別な箇所を、先ほど私が言った沢地とか谷地とか、そういったところは捜査しないのかどうか。今取り調べをしている、そこでよしとするのか。それから、量も、何トンになるかわかりませんが、大体出てくると思うんですが、それもそれだけで済ませようとするのか、そ

の辺どういうふうな方向性になりますか。

○議長（後藤清喜君） 環境対策課長。

○環境対策課長（千葉晴敏君） 宮城県の廃棄物対策課のほうで、先ほど県警の捜査結果を待っていると申しました。恐らく県警のほうからは捜査結果は県のほうには報告があると思えますけれども、町には直接という話は今のところは聞いておりませんので、恐らく県を通じて情報があるとすればそういう流れになるかと思えます。

それで、産業廃棄物でございますので、最終的にはこれやはり県の廃棄物対策課のほうで総合的にそういった捜査、調査結果をもとにした中で最終的な判断を下すものと考えておまして、町としてはその県の判断結果の指導ないし指示によって今後の対応を考えていくと、適正に対処はしていきたいと考えております。

それで、町が独自に当然もちろん土地の所有者でもありますし、周辺の環境調査については今現在、今準備中なんですけれども、先ほど町長申し上げたとおり、今後も周辺の環境の変化には常に気を配りながら、定期的に継続してそういった環境調査をやっていく必要はあるというふうに考えておりますので、その場所等につきましては、地点数とか、そういったものにつきましては今後検討させていただきたいと思えますが、今後も継続してそういった環境調査は続けていきたいというふうに考えております。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 廃棄物の処理なんです。今後どれだけのトン数が出てくるかわかりませんが、以前課長もお話ししていたように、これは排出者の責任において処理をしなければならない。原因者負担という言葉なんです。原因者負担。それが誰が捨てたか特定できない場合はその土地の所有者が負担することになると。要するに町が負担をしなければならないとなっているんです。

私は心配しているのは、まさか町が所有者だからといって、この産業廃棄物の処理費といったら莫大な経費がかかりますから。莫大な経費。それを町が負担するようなことにならないようにしなくてはならないんじゃないですか。最終的には町が負担する覚悟で皆さんお考えでいるんですか。これは大変なことですよ。

それから、環境という調査は続けるというんですが、私の質問はどこまで産廃の捨てられた予測といいますか、沢地をどの程度まで、沢地、沢地で全部本来は調査しなくてはならないんですけれども、どの程度までで調査を打ち切るのか。町の調査ですよ。県がやっているのは発見された、そのところだけでしょうから。そういった似通った箇所が何カ所もあるんじ

やないですか。その周辺にも。私が言っているのはそこも全部調べる必要があるということです。そして、調べて、ここは安全だという発表をした段階で高台移転の事業を進めるべきだと言っているんです。人間の命にかかわることですから。それを言っているんです。そんな1カ月、2カ月で調査して永久的に大丈夫だというようなことは果たして言えるんでしょうか。

それから、今後、それでも皆さんはどうしても高台が大事だからということで進めるならば、ならば、今後この環境で問題が生じてきた場合、今後です、何年か後になるかわかりません。10年後になるか20年後になるかわかりません。その埋めてあった物質によって人体に影響を及ぼすようなことが出てきた場合において、誰が責任とるようになりますか。町でしょう。高台移転として土地を売って進めたんですから、あるいは貸して、そこに家を建てさせるんですから。町長ね。町が責任を負うのでしょうか。その際の問題になることが大したことのないものであればいいですけども、そこに人が住めないような環境になった場合には、これは大変な賠償責任を負わなければならないんじゃないですか。

ですから、そういう問題も含めて確実にここは100%大丈夫ですよということを調査をした上で高台移転というものを進めなければならないということを言っているんです。そうじゃないですか。その辺いかがでしょうか。

それから、時間もないんで、この排出者、原因者負担ということになるんで、これは極力捜査を進めた上で。そうすると、先ほどの課長の答弁ですと、県警は県に報告があるけれども町には来ないというふうなことですが、県はその業者が判明した場合に業者に負担させるんですか。その辺どうなっているんですか。町は県のやることだからって関係なくしているんですか。その辺法的にどうなっているんですか。

それから、この間お話ししましたけれども、宅地として購入する際に評価書は必要なくてもよろしかったですか。それは調べたんですね。であればいいんですが。私もこれから調べますけれども、そういう点も懸念しておりました。

そうしますと、とにかくその排出する、処分をする産廃の処理費、今後どのようになりますか。

○議長（後藤清喜君） 環境対策課長。

○環境対策課長（千葉晴敏君） 県警の捜査の結果で排出者が仮に特定されれば、当然今議員おっしゃるような形での排出者の責任というものが発生する。ただ、この場合、今県のほうで廃棄物の数量であるとか種類についても調査をしているというのは、その捨てられた品目が、

品目そのものが量と種類で違法性があるかどうか、そこの部分の判断も下すということになりますので、先ほど申し上げたとおり、それらを総合的に県のほうで判断をいたしまして、それで改めてこれは早急に撤去が必要なものなのか、そうでないのか、その辺の判断もあわせて下した上で、それに基づいての誰が片づけるかという問題になると思いますので、ここはやはり県の判断を待たないと次の対策というのはちょっと考えられないというか、まだ今現在ではいろいろなことは想定はしてございますけれども、まだ町としての対応はちょっと決定はできないという現状です。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 町の独自の調査はやらないということですね。町独自の調査。今発見された場所以外の調査はやらないということですか。進めるんですか。これ町長から聞いたほうがいいね。どうです。今調査している箇所だけで了とするんですかということ。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） いずれにしましても環境対策というのは過去、旧志津川も旧歌津もです。そういった問題については鋭意それぞれが取り組んできたという経緯があります。何回も繰り返すようですが、それぞれの地域にはそれぞれの時代時代にどういうふうに廃棄物を処理してきたかということがございます。そういった中で、先ほど言いますように、それぞれの両町とも主田沢とか草木沢とか、そういった安定型の処分場を覆土して、その後に環境汚染のないように水質検査等含めてこれまでも取り組んできた経緯がございます。今後も我々としてはそういった環境対策ということについてはしっかりと取り組んでいくということでございますので、ひとつご理解いただきたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） その以外の調査はしないという判断でよろしゅうございますかね。しないんでしょう。であるならば、私から言わせればほんの10分の1の調査しかしないところに高台移転をさせるということになるわけですから、今後、環境問題で事が起きたときには、ここに高台移転をする方々には今後何が出るかわかりませんよという話を一旦しておかなければならないと思います。今後。廃棄物がこの箇所から出たんだと、産業廃棄物が出たんだと。ところがこっちにもこっちにもまだ捨てられた可能性があるけれども調査をしていないので、今後何が出るかわかりませんよという納得済みで高台移転を推進していただきたい。

できるならば、その移転をする方々から町には責任は問いませんよということも一筆いただいておきたい。後で補償問題、町が負担しては困りますから。私はそう思います。その辺、

これ答弁しろと言ったってなかなか難しいかと思うんで。やりますか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほど来、三浦議員は非常に推測あるいは憶測に基づいてご議論いただいている。例えば10分の1の調査だけでそれで済ませるのかと。その10分の1の数字というのは一体どこから出てきたのか私はわかりません。したがって、何回も繰り返しますが、町としては環境対策という問題については、これはずっと真剣に取り組んできた問題でございますので、この当該地につきましてもしっかりと水質を含めた形の中での調査をさせていただくと、そういうことでございますので、ご理解いただきたい。

それから、もう1点お話しさせていただきますが、先日、8日の日に戸倉小学校、戸倉中学校のご父兄の方々の学校の再編に関する説明会がございました。その際にも、特に戸倉小学校のご父兄の皆さんでございますが、とにかく一日も早い小学校の建築ということのご要望をいただいております。先ほど1,400幾つとありましたが、その方々が署名した方々全てが高台移転すると私は思っております。要するにその地域に小学校や、あるいは公共施設ができる。戸倉地域のちょうど中心の地域でそういった公共施設ができるということで、戸倉地域全般の皆さん方がこの地域にこういった高台移転の場所ができれば、これは戸倉地域として大変すばらしい場所だと、そういう意味で署名なさった方々もたくさんいらっしゃるというふうに思いますので、その辺は私どもとしてはそういう受けとめ方をさせていただいております。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 10分の1という言葉に随分こだわりを持ったようですが、100分の1かもしれません。わからないんですから。推測ができないんです。推測ができない。では、あなたできるんですか。あなたも推測で言っているんでしょう。そう思いますよ。埋めた土地だけ今問題になっている土地だけを調査してそれで終わりということであれば、誰かがほかに捨てられた箇所は知っているんですか。捨てられていないかもしれない。これはわからないんです。だから、調査をしなければわからないことですから。何か所も沢があるんでしょうから。それを全部調べた上で、安全だということを確認した上で高台移転というものを進めるべきだということを言っているんです。それはわからないですよ、調べもしていないんだから。何が入っているかもわからない。これなんです。アスファルトとかコンクリート片ぐらいならいいですけども。下手に人体に影響を及ぼすものが入っていたとするならば、これは大変なことですよ。

一応時間ですからこれぐらいにしておきますけれども、とにかくあの場所はあるまま今の状態で高台移転をするには危険だと、住民が安心して暮らせる場所には不適切だと、今の段階ですよ、調査が終わっていないんですから、全てやらないんですから、そういうことを申し添えて質問を終わります。

○議長（後藤清喜君） 以上で三浦清人君の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。再開は2時15分といたします。

午後2時00分 休憩

午後2時13分 開議

○議長（後藤清喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告2番大瀧りう子君。質問件名、1、新公立志津川病院の基本計画は、2、福島第一原子力発電事故後の町の対策は。以上2件について、一問一答方式による大瀧りう子君の登壇発言を許します。10番大瀧りう子君。

〔10番 大瀧りう子君 登壇〕

○10番（大瀧りう子君） 10番は議長の許可を得ましたので、一般質問を行います。質問事項は、新公立志津川病院の基本計画はということであります。

地域医療の中心を担う公立志津川病院は、27年度には新病院として診療が開始されます。これは大変期待することが大きいと思います。

次の点を伺うものであります。1、診療内容と病院の規模は。特に人工透析の設置について、その考えを伺うものであります。2番目として、医師、看護師、医療スタッフの確保対策はいかがになっていきますでしょうか。3番目として、今後の医療圏の考えをお聞かせ願いたいと思います。

町長にお願いがあります。答弁はゆっくりしてください。よろしく願いいたします。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、大瀧議員のご質問であります新公立志津川病院の基本計画についてお答えをさせていただきたいと思っております。

以前にもお話をさせていただきましたが、現在、南三陸町に診療所、登米市米山町に病院を開設いたしまして当町の医師確保に努めてございます。病院としても遠く離れた2カ所の施設を運営していくことは、経営的にもスタッフ的にも大変大きな負担となっております。町内の入院患者の皆さんにも大変な負担となっておりますので、早期に公立病院の建設を図

るため、現在、病院建設基本計画策定委員会を立ち上げ、平成27年度開設に向けまして計画を策定をいたしているところでございます。

まず最初の診療内容と病院の規模、特に人工透析の設置の考え方についてお答えをさせていただきますが、ただいまお話ししましたように、ことし7月より病院建設基本計画策定委員会を設置し、新病院の建設計画策定に向けて検討開始をいたしております。委員会は月1回のペースで開催をしております、今月になりますが、9月末に3回目の委員会を開催をする予定となっております。東北大学の伊藤恒敏教授が委員長として委員会の取りまとめを図っております、第2回目までは旧公立志津川病院の診療内容や近隣病院の診療体制や連携体制等の確認、南三陸町土地利用計画や人口動態の推計等を確認し、委員の意見交換を図っております。

議員がお尋ねの診療内容と病院の規模につきましても、策定委員会で検討を行う予定といたしております。計画策定が終了いたしましたら、議員皆様にご報告し、ご意見をお伺いすることになりますので、もしばらくご猶予をいただきたいというふうに思います。委員会の皆様には年内中の計画策定をお願いをいたしております。

また、人工透析についての必要性につきましては、十分に理解をいたしておりますが、人工透析を担当する医師の招聘が継続してできるかどうかの問題であると考えております。現在は人工透析を担当する医師が不在で人工透析を行えません、今後一時的に医師が招聘できて人工透析を開始しても、その後、医師が不在となり休止するようなことになると、平成13年にご承知のように人工透析を休止した公立志津川病院と同じく患者の皆さんに大変ご迷惑をおかけすることになりますので、医師の招聘とあわせ十分に検討する必要があるというふうに思っております。

次に、2点目の医師、看護師、医療スタッフの確保対策につきましてお答えをさせていただきます。

新病院を開設するためにも医師等医療スタッフの充足は重要と考えております。しかし、医師招聘にはどこの医療機関でも頭を痛めている状況で、従前から医師招聘は困難をきわめておりましたが、現在でもその状況は変わっておりません。特に地域医療機関は厳しい状況となっております。

病院でも医師等医療スタッフ育成のため、平成22年度に就学資金貸付制度を制定し、貸付制度を利用する学生の募集を図っておりますが、残念なことに平成23年度は応募者がありませんでした。今年度もこれから募集を行うことにしております。しかし、貸付制度の応募があ

ったとしても、医師として活躍するためには10年程度期間を要するので、これからの医師招聘は大変厳しい状況ですが、これまで同様に医師招聘に努力をしてまいりたいと存じております。

医師招聘は地域医療機関単独での招聘は困難となっておりますので、これまでどおり大学や宮城県の医師派遣要請はもとより、インターネットを活用した医師招聘の展開を推進しながら、近隣病院と連携をとった招聘を図り、お互いに医師の派遣ができるような体制の整備を構築していく必要があると考えております。

医療スタッフの確保につきましては、就学資金貸付制度を有効に活用して将来の人員確保を図るということとともに、今後も医療スタッフの計画採用に努めてまいりたいと考えております。

最後に、今後の医療圏の考え方についてお答えをさせていただきます。

南三陸町の二次医療圏は、平成20年に策定された宮城県地域医療計画では気仙沼医療圏となっておりますが、今年度地域医療計画の見直しが予定されており、二次医療圏の再編も計画をされております。

二次医療圏の案としては、気仙沼医療圏を単独で残すものと気仙沼医療圏、登米医療圏、石巻医療圏を統合して1医療圏とする2案が提案されています。公立志津川病院の利用者は南三陸町、気仙沼市及び登米市、石巻市の一部の住民であり、今後も利用者については同様に推移していくものと考えております。また、震災前、平成22年の町内救急搬送を見ても、公立志津川病院に52%、石巻赤十字病院に23%、気仙沼市立病院に17%となっておりまして、震災後の平成23年の町内救急搬送では登米市の病院が10%と伸びてきている状況となっております。

以上のことから考慮いたしますと、これからの医療圏としては気仙沼医療圏、登米医療圏、石巻医療圏の3医療圏を統合させ、1医療圏としたほうがより医療機関の連携も強化されまじ、医師招聘対策としてもよい方向に進むと考えております。病院運営には厳しい状況となっておりますが、新病院建設に向けて今後とも診療機能の充実に誠心誠意、努力をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 診療内容とその規模ということで、今策定委員会が開かれるということで、明確な町長の答弁はありませんでした。しかし、町長、どうなんでしょう。規模と大体内容と、そういうものはここでは町長の考え方として示されないものかどうかということ

をお聞きしたいなと思います。

その中で、私問題にしたいのは、今までどおり、不採算部門ってありますね。例えば耳鼻科、眼科、それから一次救急体制、こういうものをそのまま継続していくのかどうかという問題であります。これはぜひ継続してほしいなと思いますが、その考え方はあるのかどうかということをもまず第1点として伺いたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ベッド数とか診療科等々の問題につきましては、先ほど答弁しましたように今検討委員会のほうで検討いただいておりますので、いずれ方向性は出てくるというふうに考えてございますので、この場でどのぐらいの数かということについては控えさせていただきたいというふうに思います。

なお、不採算部門、いわゆる週1回とか週2回とか、大学からおいでをいただいている先生方の診療科がございます。その分野につきましては、前から私お話ししておりますように、地域医療を担う公立病院の位置づけとしてそういった不採算部門も抱えざるを得ないというのが私の基本的な考え方でございますし、その辺につきましては病院の院長先生のほうにもお話をしておりますので、ある意味検討委員会で検討はするというものの、そういう方向で進んでいっていただけるものというふうに認識をいたしてございます。

また、1点、一次救急等につきましては、当然志津川病院としては受け付けてまいりたいというふうに考えております。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） そういうことで、今策定委員会のほうで検討するというところで、今年度中にいろいろ出てくると思うんですが、私の希望としましてはそういうことも含めて検討してほしいなと思っております。

それから、もうちょっと突っ込んだ話をしますと、産婦人科の問題なんですけど、今出産は月六、七名ということで町としては出産しているようです。それも聞くところによりますと石巻、もちろん当町にはないので石巻とか登米市、気仙沼市などで出産していると聞いております。

それで、震災前に大学病院の指導のもとに産科の定期健診を当院で助産婦ができるようにするという指導がありまして、それで研修を受けた助産婦がおりますが、その辺はその後どのようになっているのか伺いたいと思います。

そして、もう1点、婦人科の部分なんですけど、これ不採算部門には入るかどうかわかりませ

んけれども、これもぜひ婦人科についても週1回でもいいから健診ができないかということ
を前に提案したことがあるんですが、その辺の考え方はいかがでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 産婦人科の件につきましては、ご承知のとおり大変産婦人科の先生、そ
れから小児科の先生、セットで産婦人科の先生がお二人、それから小児科の先生がお二人と、
4人セットでないとなかなか産科を担うというわけにはいかないということでございまして、
ご承知のように登米の市立病院におきましても産科の分については休止ということになって
ございます。

子供さんを産み育てる環境というのが大変この地域においては厳しい状況で続いているとい
うふうに思います。今お話ありましたように、産婦人科で診察できないか等々の問題につき
まして、病院の事務長のほうから答弁をさせたいというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 病院事務長。

○公立志津川病院事務長兼総務課長（横山孝明君） 助産師の教育の関係で震災前に助産師外来
の関係が出まして、平成21年度から県のほうで助産師外来が進みまして、最初に登米さんと
栗原市さんで助産師外来を実行するため県のほうがネットを結びまして行った。そこにうち
のほうでも助産師がいるんで、将来的な助産師外来をやろうと思って助産師をその研修に一
緒に参加させておりました。それも震災によって今また最初からやり直しの状況というふう
に考えております。ある程度、議員が思うようにここで産んで育てるといふ、そういう体制
をとっていかなければいけない、公立病院としてもそういうものを考えていかなければいけ
ないというふうにも私は思っております。

ただ、今の仮設の中でどういうふうにして助産師外来をできるのかなということ、今県の
ほうなんかと協議しながら、今後、内容につきましては検討していつているという状況でご
ざいますので、将来的に新病院となった場合については絶対的なものはありますけれども、
今の仮設の状況の中でどういうふうにするのかなというふうなことは検討して、できるだ
けそういう妊婦さんに負担をかけないような方法をとっていけるかということを考えてい
かなければいけないのかなというふうには考えております。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 事務長、新病院になってからのことでいいんです。現在はなかなか難
しいと思うんですが、妊婦さんの負担を軽減するというので、せっかく大学でも助産師に
対する研修を行いながら、健診だけはここで受けられるようなシステムをつくると、そうい

う目的でやっていたと思うんですが、その辺をもう少し進めていったほうがいいんじゃないかなと私は思うんです。

もちろんここは産科できません。ここで産むということはできないんですけれども、定期健診をここで受けると。そうすると負担が随分少なくなるんじゃないかということで、そういう動きが震災前にあったものですから、それが今どうなっているのかなと思って聞いているわけです。

それから、婦人科の問題もぜひ、これ婦人科だけで遠くに通って治療しているという人も聞いているので、その辺も含めて婦人科だけでも週1回でもここにあったほうがいいのではないのかなと、私はそう思っておりますので、そういう考え方で事務長、もう一度答弁をお願いします。

○議長（後藤清喜君） 病院事務長。

○公立志津川病院事務長兼総務課長（横山孝明君） 議員が言っているのは助産師外来、先ほど言っているように助産師外来のことで、私も助産師外来の関係で今お話ししたんですけれども、助産師外来に向けて前は開設を検討していた。県のほうも登米、栗原の次は南三陸町ですよというふうな格好でのお話もちよっとありましたんで、それが施設的に震災によってまた南三陸町のほうがこれからそれをまた考えるようになるということなんで、助産師外来にするためにはその部屋もなくてはいけないしということなんです。

そういうことで、助産師は今うちのほうに4名おりますけれども、1名は町のほうに一応1人、助産師来させております。町の中で妊婦の人たちを回るために助産師を町の保健福祉課のほうに1名異動しております。3名は今おりますし、そういう格好で今回助産師外来をどのようにできるのかなと。ここの中で施設的には今厳しいんですけれども、そういう中でちゃんとできるものかどうかということも検討しなければいけないんで、そういう検討を含めまして健診を含めた助産師外来をやっていくと。

県のほうからもそういう前からの話がございます、とにかく助産師外来をやるためには助産師の教育と、今までやってしばらく離れておりますんで教育をということで、教育は研修に2回ぐらい参加させておりましたけれども、そのほかに産婦人科の医師がやはり来ていただかなければいけないので、そういうものの来ていただくためにも県のほうを主体として連携をとる病院を見つけなければいけないというところもありますんで、その辺は県を交えながら検討していかなければいけないのかなということで、今県のほうにも相談はかけております。

婦人科の関係なんですけれども、婦人科の関係もわかりますけれども、婦人科の関係もドクターさえいれば婦人科をできるんですけれども、今、全体的には婦人科の先生が少なく、妊産婦を扱うために県とか大学のほうも集中的に医師を派遣しようと、大きな病院にドクターを派遣して、その中で扱っていきこうという体制がございますので、なかなか婦人科をここでお願いするといっても今のところは難しいかもしれませんけれども、先ほど来話してありますとおりここで安定的なというか、安心して安全な生活をするためにはそういう体制もとらなければいけないのかなというふうに思いますので、その辺は今後検討していくと、将来的にも検討していかなければいけないのかなというふうには考えます。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） なかなか医師不足だということで、全国的にこういう流れはもうどこで医師がふえているのかなと思いつつながら私もずっと国の政策とか、そういうものを見ているところであります。本当にこういう地域の人たちが医師不足で困っているという事実は否めないと思います。

ぜひこれ、助産師外来、これ妊婦さんに負担のかからないように、ここで健診だけは受けられると、そういう体制をぜひ新しい病院になったときはつくってほしいなと私は思っておりますので、生まれるまで各病院に4回か5回行くんですね。それをこちらでできる体制、そういうものをぜひやってほしいなと思っております。

それで、人工透析の問題に入りたいと思います。これ町長の今の答弁で医師の招聘がなかなか厳しいと、そして、継続して安定した医師でないとなかなかできないということでもあります。確かにそれはわかります。現在では当町ではどれぐらいの患者がいるのか、そして、その患者さんはどこで透析の治療を受けているのか、その辺をちょっとお願いしたいと思えます。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 当町の透析の患者さんの数でございますが、震災前35人程度というふうにつけてございます。震災後になりまして40人程度というふうにつけております。これは国保と、それから後期高齢者の方々を合わせた数でございますが、40人。それ以外で社保の方もいらっしゃると思いますが、これは多分ほとんど少ないというふうに思います。大体40人前後というふうな捉え方をしたほうがよろしいかと思えます。

なお、この患者さん方については大体ほとんどが宮崎先生のほうにお邪魔をしていると、お願いしているというふうに認識をいたしてございます。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 先日、震災のときなんですが、私も透析の患者さんをヘリで送るために高校のところに送ったりしたんですが、その方たちがどこに行っていたかという、後で知りましたんですが、秋田とか山形に行っていたんです。それでびっくりしました。ところが、先日、ある方も「実はうちの母さんはまだ秋田にいますよ」と、そういう話もされたんです。大変二重にやはり家族としては負担が大きいと、そういう話をされたんですが、その辺の認識というか、そういう把握はしているのでしょうか。町長のほうにも行っていますでしょうか。その辺をお願いします。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 当町の患者さんでそういった秋田とか山形とか、気仙沼の方々は北海道とかに運ばれてございましたし、また、高橋 久先生が塩竈のほうでお友達の病院のちょっと2階を借りまして、そちらのほうに当町の患者、久先生にかかっていた患者さん方がお入りになったという経緯もございます。

ただ、ご承知のように当時水が全く出ませんでした。いわゆる断水でございました。透析は水が必要でございますので、そういう意味では水のある場所に移動ということは、これはある意味やむを得なかったんだらうと思います。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） この町民からの要望、かなり多いというか、強い要望が出されています。新病院になったときは人工透析を受けられるようにぜひつくってほしいという家族からの窮状が訴えられております。

実は私も採算部門でもちょっと調べてみたんですが、そういう点で経営的にはどういうふうを考えておりますでしょうか。もし設置した場合。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 透析の患者さんあるいは家族の皆さんが当院で人工透析を受けたいという思いについては十二分に私も理解してございます。先ほど答弁でお話をさせていただきましたが、公立志津川病院で平成13年度で透析治療が中止ということになりました。そのとき患者さん方、どこに行ったらいいんだかという状況でございまして大変な思いをされました。その中であえて引き受けていただきましたのが南方の宮崎先生等々に引き受けていただきました。多くの患者さんが行ったということでございまして、急遽、設備投資等含めていろいろな形の中で対応せざるを得なかったということがございましたので、大変宮崎先生にも

患者さんにも大変ご迷惑をおかけしたという経緯がございます。

その後、平成16年になります。ちょっと合意がございまして、高橋 久先生が南三陸志津川クリニックを開業していただきまして、そちらのほうで透析を再開ということになりました。今度はそちらのほうでも、今度はまたいろいろご迷惑おかけしたのは、今まで無理を言ってお願ひした宮崎先生のところから、今度はこちらの高橋 久先生のほうに患者さんが来るということで、宮崎先生はいろいろ設備投資もしたんですが、そういった中でこちらにおいでをいただくということで、患者さんにとってはよかったんですが、宮崎先生には大変なご迷惑をおかけしたという経緯がございます。

したがいまして、先ほど来お話ししていますように、数年でお医者さんがいなくなるとか、そういう環境だけは避けなければいけないというふうに私は思っております。

なお、採算の部門については事務長のほうから答弁させます。

○議長（後藤清喜君） 病院事務長。

○公立志津川病院事務長兼総務課長（横山孝明君） 人工透析の経営的な面ということでございますけれども、ある程度人工透析につきましては患者さんも安定しているというか、同じ人数がずっと透析を受けているんで、ある程度の経営的には見込まれる、赤字にはならないんじゃないかなというふうに思います。

これは参考になるかどうかかわからないんですけども、前にも平成11年に透析をやめるまでには年間1億円以上の売り上げは透析であったわけです。それくらいの収入は見込まれるわけですので、経営の点から見ただけではそんなに赤字部門とは考えられないというふうに思っております。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 町長お話ししましたように、2001年ですか、志津川病院から透析が中止になったと、その後に高橋先生がいらしてできたと、そういう経緯は私もずっと見ていますのでわかっております。志津川病院で透析を廃止したときのことなんですが、そのときに私もそれなりの勉強させていただきました。そのときにわかったことなんですが、あのときには泌尿器科のドクターが、山形からいらしていた先生がいなくなったということで中止になったんですが、透析は泌尿器の先生でなくてもいいわけなんですよね。必ずドクターは必要なんです、必ずドクターはいなくてはならないんですが、全身の状況を見なくてはいけないんですが、問題は実際動いて患者さんにやるのは臨床工学士が大分大きな力を発揮しているということでもあります。

今現在、当町には臨床工学士が1人おりますけれども、前に透析していたときもそこで一生懸命やった方なんです。この臨床工学士をやはり活用する必要があるんじゃないかなという気がしますし、ドクターについてはもちろん必要なんです、絶対泌尿器の先生でなくてはならないわけではないということが一つ、それから、今、ここ院長も内科医もいますので、全身状態を観察してもらうためには十分なドクターがいるんじゃないかなと私は思いますので、その辺でもっと前向きに、やはり透析というのは本当にここで受けられたら皆さん本当にいいなということも本当に私も思います。

宮崎先生のことを考えると、何か行ったり来たりして先生には申しわけないんですが、そういう点ではやはりやるべきではないかと私は思いますし、経済的な面でも、私もちょっと調べましたら1人当たり大体40万ですか。年間400万円ということで、今かなり透析の収益は前から見たらずっと下がっております。さっき事務長が言いましたように年間1億円ぐらいなるんじゃないかというお話でしたが、今それよりはずっと下がっていると思います。しかし、安定収入はあると思います。

今、先ほど言いましたように、今約40人ぐらいの患者がいると。そういう点では安定収入にはなるのではないかと、私はそう思います。それで、ドクターの問題はありますが、そういうことも含めてクリアできるんじゃないかと、私はそう思いますが、町長の考えをもう一度お願いします。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 泌尿器科の先生でなくてもいいということについては私も認識をいたしてございます。実は現体制では、現状ではちょっと無理なんです。もう内科の先生お二人、それから外科の先生お二人、整形お一人ということの中で、こちらと、それから米山と両方かけ持ちして毎週当直を2日も3日もやっているという状況ですので、このスタッフの中ではちょっと無理ですが、ただ、考え方としてですが、前に先ほど言いましたように計画の策定委員会を今やってございます。町として、それから病院の院長として新病院にどうということをお話し合いをちょっと院長と2人でさせていただきました。その際に私のほうから、とにかく一つ引っかかっているのは人工透析の問題だということで院長先生のほうにはお話をさせていただいてございます。ただ、明確にそれを文言を入れるか入れないかということはなかなか難しいと思います。要するにお医者さんの確保、招聘、これができればという前提でございますが、私の今の思いとすれば計画に組み込む、組み込まないは別に、繰り返しますが、繰り返す、繰り返さないは別にして、とにかく今病院としてやらなけ

ればいけないのは人工透析はやらなければいけない、そういうお話は院長先生のほうにさせていただけます。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 今町長の話聞いて、確かになかなか厳しい面はあります。でも、やはりそういう方向でぜひこれ策定委員会の中でも発言していただいて、そういう方向に持って行ってほしいなと思うんですが、クリアする部分はもう結構あるんです。そういう点では私はこの志津川病院ではクリアできるんじゃないかなと、そう思っておりますので、ぜひこの策定委員会の中でもこれを検討していただいて、人工透析部門をぜひこの志津川病院に新設してほしいなと思っております。

後からいろいろ一般質問で言う方もいますので、別な角度から話できると思うんですが、私はそういう前向きな方向で、絶対できない部分ではないと思いますので、ぜひ設置してほしいと、そういう要望をしておきたいと思います。

それから、医師、看護師、医療スタッフの確保対策であります。これは町長今言いましたように確かに大変な状況で、医師は特に大変な状況で、医師がなかなか集まらないということはわかっておりますし、こちらとしても奨学金制度をつくったということも本当にこれは一歩前進じゃないかなと思って期待していたんですが、残念なことにこの震災がありまして1人も応募がなかったという話もされておりますが、これをぜひもう少し宣伝しながら、1人でも2人でもドクターが確保できるようにぜひやってほしいなと思うんですが、その辺の取り組みを考えているかどうか、もう一度お願いします。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ご承知のように震災の二、三カ月は3人のお医者さんになりたいという方が応募ございました。残念ながらその処理もパソコンも全て流出してしまいましたんで、どの方々が応募したかというのはわかりませんが、その後も継続してこの医師の養成という形の中で制度そのものは堅持しておるんですが、残念ながら今年度は応募が1人もなかったということです。

ただ、今お話ありましたように、ネットも含めていろいろな形の中でこの制度そのものの周知をしっかり図って行って、何とか応募していただけるような方々を我々としては大いに期待をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 病院の規模をどうするんだという質問に対して、町長は明確な答えは

なかったんですが、看護師及びスタッフの問題なんです、これは今、震災前は看護師、准看護師入れて68名、現在は48名になっております。これをこのままでは私はいいと思わないんですが、どれぐらいの人数に増員していく考えなのか、医師も含めて何人ぐらいの増員をしていったらいいのかと、そういうことがありましたら教えていただきたいなと思います。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） スタッフの総勢については、ベッド数がどれぐらいになるかということに大分左右されますので、現在、今お話ししましたようにベッド数等については検討を今重ねておりますので、そこからどれぐらいの適正スタッフが必要なのかという数字がはじき出されてくるというふうに思います。

ただ、病院の医師の問題については、やはりあと内科の先生、あとお一人、2人、3人いれば何とか新しい病院の中でも対応はとれていくだろうというふうに思っております。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 町長の考え方としてはベッド数、規模の考え方、どういうふうに思っていますか。私、一番最初に診療内容と病院の規模ということでお話ししているんですが、策定委員会の中で出てくるのでそれを待ちたいと、町長はそういうお話なんです、規模、大体イメージとして地域医療を目指すのか、それとも新しいそれこそ最新の医療スタッフをそろえながらやるのか、その辺含めて町長の考え方ってあると思うんですが、その辺いかがですか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今委員会で検討しておりまして、ある意味病院の管理者である私が数字これぐらいという話になれば、それで流れていってしまうということになりますので、そこはひとつご容赦をいただきたいというふうに思います。

ただ、これだけは申し上げさせていただきますが、療養病床につきましてはこれはしっかり確保したいというふうに思っております。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） そういうことでありますので、私もわかりますのでこれ以上進めないと思います。

ただ、深刻な問題は、私先日聞いたんですが、看護部門です、看護師を含む部門なんです、もう3年後には4人、そしてその後は3人、さらに退職を迎える人たちがいて5年後には10人ほどの退職者が出るんじゃないかと。そういうことで、非常に心配しておりました。そう

ということで、私も心配しております。本当に病院経営がなっていないんじゃないかなと思いますので、本当にもうこの5年以内に10人ほどの退職者が出ると、そういう話をされましたので、その辺ももう本当に今真剣になって考えていかないとだめでないかなと思うんですが、その辺の考え方、認識はあったでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 看護師さんの年齢構成等につきましては、既にずっと前からこういう状況で推移をするということについては我々も十二分に認識をしております。平均年齢がどんどん高くなってきているという状況でございますので、一定時期になりますと看護師さんの数が減っていくということは我々も大変強い危機感を持ってございます。

そういった意味で、これまでも看護師さんの募集等を含めて、来年度も募集をいたしますが、そういった看護師さんの募集については今後とも継続してやっていきたいというふうに思います。

それから、先ほどの養成制度の関係で、看護師さん等々につきましてもそういった制度をご利用いただけるという体制をとっておりますので、そういうふうな分野にもやはり多くの方々にご応募をいただければというふうに期待をさせていただいているところであります。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） いろいろ私も探ったりして、前の職員だったという関係で探っているんですが、募集してもなかなか集まらなないと、それには何が原因なのかなと私なりにちょっといろいろ考えてみました。本当に来てもやめると。なかなかそういう行ったり来たり、イタチごっこしているので、その辺は町長、どのように認識しておりますか。考えていますか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） なかなか難しい答えで事務長に答弁させたいと思いますが、いずれ前からそうなんです、医師不足と、それからあわせて看護師さんの不足ということについては、これ慢性的で続いてきた経緯がございます。前にもちょっと議会でもお話しさせていただきましたが、三、四年ほど前になりますか、東北大学の病院の正面に看護師募集という、東北大学でさえそういう状況だったという経緯がございますので、うちの病院だけが看護師が足りないということではなくて、そういった総体的な不足ということについては大変問題だろうというふうに認識はいたしてございます。

なお、私の答弁、足りない分については事務長から答弁させます。

○議長（後藤清喜君） 病院事務長。

○公立志津川病院事務長兼総務課長（横山孝明君） 看護師ならず医療スタッフ、今後やはり高齢化ってきているということで、ある程度確保していかなければいけないという内容はあります。その件につきましては、先ほど町長がお話ししましたとおり、募集してもなかなか集まらないという状況もございます。ただ、そうやっても募集はかけなければいけないということで募集はある程度しております、そんなに多くはないですけども、来るというか、話がございます。前もそういう格好である程度募集はかけて、震災前も確保はしていたんですけども、今回の震災の関係で残念ながら若い人たちのほうから退職が多かったということもございます。

今後、これからもそれは内容的なもので、そういうふうには募集はかけていかなければいけない。先ほど大瀧議員が言うように、3年後から徐々に退職者も多くなるというのは事実です。それは前、町長がお話ししたとおり以前からそれはわかっていました。だから、ある程度一時的に多くなっても募集をかけて確保していかなければならないという内容がございます。

やはり、ここからある程度医療スタッフということにつきましては、就学資金制度を活用してある程度育成をしていかないと、なかなかこっちに戻ってこないということもございまして、去年、22年度からですか、育成制度の就学資金の貸付制度をつくっていますんで、これをやはり十分に活用して育成していくことが必要だというふうには考えております。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） その貸付制度に看護師は募集したんですか。1人でも2人でも。していますでしょうか。その辺をもう一度お聞きします。

それで、あと、私は私なりに集まらない原因は何かというふうにもいろいろ詮索してみました。実は先日、これは看護師じゃなくて補助看かな、何かそういう方らしいんですけども、働いても時給どれぐらいで、多分800円ぐらいだと思うんですが、ガソリン代も出ないと。通勤手当ももちろん出ないと。とてもじゃないけれどもほかのところに行ったほうが良いというようなことをちょっとちらっと聞いたんですが、その辺でガソリン代は出ていないんですか。そういう通勤する方には。その辺がもう1点です。

それから、やはり私、そういう労働条件と、それから働きやすい職場になっているのかなど、その辺も含めてちょっと私なりに考えさせてもらいました。私の質問、今ちょっと先に答えていただきたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 病院事務長。

○公立志津川病院事務長兼総務課長（横山孝明君） 確かに集まらないという状況はございます。

1回、ここからある程度看護師として出ている人たちも大分おりまして、近くにはいないんですけれども、何か遠くのほうにも看護学校とかに通っているというか、そちらに入っている人たちもいるようです。そういう人たちもうちのほうである程度話をつかんで親御さんにも話はかけていますけれども、一度出ていくとなかなか戻ってこないというものもございまして、できるだけやはりうちの貸付制度をやらないと今後先も難しい。まだまだ看護師については不足というか、どこの部門も不足という状況があるんで、どうしても取り合いになってしまうのかなというふうには考えます。

それで、あと、補助金の交通費の関係につきましては、ある程度正規職員については正確な居住手当も出ていますし交通費も出ています。ただ、臨時職員につきましてはそういう制度がございませんので、交通費が出ないというような状況がございまして。これは町の雇用する臨時職員については全て同じ状況でございまして。

それから、何か貸付制度、町のほうと病院と両方で行っているんですけれども、町のほうには1人その貸付制度の応募が看護師についてはあったそうです。うちのほうについてはこれから医師と一緒に募集をかけていく予定にしております。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 実は本当に志津川から米山まで通うのにガソリン代出ていないなんていうのはとんでもない話だなと私は思いましたので、町長、どうなんでしょう、町の制度として出ていないと。そういうことで病院職員も臨時職員は出ないと、そういうことでいいんでしょうか。せつかく仕事をしようと思って来た人たちがそれではちょっと働けないということを知ったので、その辺はいかがでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今事務長お話ししましたように、当町のみならず、そういった職員の方には交通費等々を含めて出ていないという現状でございまして。今、町の臨時雇用の方々もそういった交通費等々は支出をしていないということでございまして、現行制度上ではそういう待遇ということにならざるを得ないというふうに思っております。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） せつかく働いて、そして看護師が足りないからそこで補助しようと看護補助で間に合わせると、間に合わせるっておかしい言い方ですけども、そういうことをやろうと。それなのに、そこで働く人たちにそういう条件が悪いのもう嫌だと。そういうことが出てくるということは、やはり私はもっと考えるべきでないかなと思うんです。非常

に残念だなと思っております

あと、働きやすい職場になっているかどうかということも私は問題でないかなと思うんです。やはり、働きやすい職場、魅力ある職場には皆さん集まってきますよ。ところが、そういうことではないんです。なかなか、大分前に私ちょっと取り上げましたパワーハラスメントの問題もありますし、それから、いろいろ働きにくい労働条件もありますし、そういうことでは大変せっかく皆さん集まっても働けないんじゃないかなと私は思っております。

そういう点で、現在はそういう職場改善をする必要があるんでないかなと私は思っていますが、外部からの有識者を交えて職場の意識改革も必要ではないかと、私はそう思うんですが、その辺の考え方、いかがでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） スタッフのそういったおもてなしの心という部分のことをご指摘だと思います。ご案内のとおり今の病院の状況でございますが、基本的には職員の皆さんにはそういう思いをしっかりと持って対応していただければというふうに思っておりますし、また、これから新病院に向かっていくわけでございますので、今医療スタッフの皆さんについては大変正直申し上げて疲弊をしております。そういう中で無理強いをしている状況の中でございますので、とはいえ患者さんに対する対応のあり方ということについては、しっかり対応していただくように指導させていただきたいというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 今、町長は疲弊していると。確かに私もそう思っております。新しい新病院がやはり働きやすい職場であって、そして魅力ある職場だったらスタッフも集まってくると私は思うんです。そういう例も全国的にありますので、そういう意識改革も含めて病院の中でもっと具体的にいろいろ皆さんで話し合いながら進めていく必要があるんでないかと私は思いますが、余計な仕事かもしれませんけれども、そういうことはうんと大切だと思うんですが、いかがでしょうか。もう一度お願いします。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ご指摘の点はしっかりと受けとめさせていただいて対応させていただきたいというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 大変新病院に対して皆さん期待をしておりますので、新しい病院、本当に皆さんが希望を持てるような病院につくり上げてほしいなと思っております。

医療圏の問題ですが、先ほど町長はいろいろお話ししていました。私もちょっと調べたんですが、現在、県の地域医療計画懇話会ですか、これ1月に大体方針が出ると。ここは志津川病院は今は気仙沼医療圏に入っているんですが、三つの案が出ていると。そして、その中のB案が大崎、栗原、石巻、登米、気仙沼という大きなエリアになっております。先ほど町長がおっしゃったとおりのことですよ。

そういうことで、この医療圏のこういう利便性というか、何かそういう点で利点というか、そういうものを町長はどのように考えていますでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今回の震災で登米市さんあるいは石巻市さんと大変連携がいろいろ深くなってまいりました。ご案内のとおり、先ほども答弁させていただきましたが、当町とすれば気仙沼、それから登米、そして石巻と、この三つの医療圏が一つになるのが当町としては望ましい姿だろうというふうに思っております。当然県のほうにもそのようなお話をさせていただきました。

この三つが一緒になるということは、先ほど来お話ししておりますように医師の招聘に大変それぞれ苦戦をいたしてございます。そういった中で、拠点病院という形の中である意味大学のほうから先生を派遣していただいて、それから、その拠点病院から我々の病院とか、そういうところにお医者さんを派遣をしていただくとか、そういうふうな連携がとれるということがある意味、医療圏を少し拡大したほうが当町にとっては非常にありがたいというふうに考えてございます。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 問題は医師の招聘ですね。その辺を解決していかないとなかなか病院もうまく軌道に乗っていかないということはわかります。

方向性としての考え方、町長はそういうことで町民の利便性とか、特に高齢者とか障害者に対するやはり身近に感じられる医療機関として町全体として考えていくと、そういう方向にやはりやっていくべきでないかなと思いますので、医療圏はどこになるかわからないんですけども、大体今町長が言ったような、そういうような医療圏が理想かなと私なんかも思いますので、ぜひ努力をしていただきたいと思いますと思っております。

次に移りたいと思います。2点目です。福島第一原子力発電所事故後の町の対策はということです。

昨年3月11日に発生した東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所の事故は、放射

能汚染が広がって県内の産業や県民に対する深刻な影響も与えています。本町においても子供の健康に影響、農産物や観光への風評被害などが深刻であります。

それで、次の点を伺っておきます。1番として放射線対策は万全かということです。2番目は風評被害の対策は。三つ目として、学校給食の食材の検査は万全かということです。それから、四つ目として災害防災計画の具体策はということです。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、2件目のご質問でございます。福島第一原子力発電所事故後の町の対応についてお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、1点目の放射線対策についてであります。現在、宮城県内では9の市町が放射性物質汚染対処特措法で1時間当たり0.23マイクロシーベルトを超える地域を含む市町村として汚染状況重点調査地域に指定されてございます。本町は幸いにもおおむね0.07マイクロシーベルトと基準値以下のため指定されておりませんが、いち早く状況の変化を把握できるように仮設住宅等の住宅地域を中心に67の地点の空間線量を定期的に測定をいたしてございます。

さらに、県から車で走行した道路上の空間線量を測定できる機械を借り受け、幹線道路等を中心に道路上の測定を行う計画であります。また、商店などで販売をされております食品は流通段階で放射能濃度の検査を行い一定の安全性が保たれておりますが、家庭菜園等で栽培した自家製の野菜等は未検査であることから、町民の不安を和らげるため、住民持ち込みの食品について放射線濃度を測定することを目的に県から検査設備の貸与を受けましたので、機械の調整が済み次第、ホームページや広報等により周知を図り検査受け付けを開始したいというふうに考えております。

次に、2点目のご質問でございます。風評被害の対策。農産物に関しては出荷前に県の機関において放射線量測定器での検査を実施してありまして、現在出荷を自粛している原木シイタケ以外は問題のないレベルでありまして、肉用牛に関しては仙台市場において出荷前に全頭検査を行っておりますし、与える飼料の放射能低減のため、草地等の反転耕起について関係者に対し周知をするとともに、経費や価格差については上部団体が東京電力に賠償請求をしているところであります。

また、市場で水揚げされる水産物については、県から貸与を受けている放射線量測定器での検査により、マダラなどごく限られた魚種以外はほとんどが検出下限以下もしくは検出されても微量であり、問題のない状況と考えますが、ギンザケは平均価格が大きく値崩れしており、県漁協が東京電力と交渉し、下落幅の7割を補償することで決着する見込みであります。

なお、観光業に関しては議員のご指摘のとおり、東北全体では観光客の入り込み数が3割から7割落ち込んでいるところもございますが、当町を含めた県内沿岸部に関しては風評被害というよりも宿泊施設を含めた観光資源の流出等による観光客の減少と捉えており、観光協会で行っております被災地学習や防災研修での来町者や宿泊客の状況、各種イベント等での入り込み数を見ると風評被害の影響は少ないというふうに考えております。

いずれにしても流通している食品の安全性については逐次監視をし、適切な運用レベルを維持しながら安全性の証明を行い、結果は農協や漁協を通じて各業者へ通知し、食品流通市場から締め出されないよう支援する体制整備をしている状況でありまして、観光業についても伊達な旅キャンペーンや来年度開催をされますデスティネーションキャンペーンでの安心・安全のPRなど、今後とも正確な情報を提供し続けることが風評被害を払拭する対策であると考えております。

次に、3点目のご質問、学校給食の食材の検査についてお答えをいたします。放射性物質など食品の安全・安心について関心が高まっておりますが、当町の学校給食で使用している食材は厚生労働省が定める安全基準に従って安全性が確認され、市場に出回っているものを使用しております。また、ご飯、パン、牛乳などについても、宮城県教育委員会の指導のもとに安全性が確認されているものを使用いたしております。

それでも、学校給食の安全・安心を確保のため、宮城県で5月から開始した学校給食用食材の放射能サンプル測定を月1回のペースで検査を依頼してまいりました。結果はいずれも不検出でありました。9月からは月2回のペースで検査をしていただくことが決定いたしております。

また、これとは別に学校給食モニタリング事業として、学校給食1食全体についてゲルマニウム半導体検出器で精密検査を9月から年度内にかけて20回実施する予定といたしております。

今後も食材の産地等を考慮しながら、調理過程においても衛生管理に十分配慮し、安全・安心な給食を提供していくよう努めてまいりたいと考えております。

次に、4点目のご質問、災害防災計画の具体策についてお答えをいたします。

地域防災計画原子力災害対策編に関しましては、その策定に向けたガイドライン案が本年2月に内閣官房原子力安全規制組織等改革準備室及び原子力安全保安院原子力防災課から示されているところであります。このガイドラインにおいては地域防災計画の見直しに当たっての基本的な考え方として、東京電力福島第一原子力発電所における事故への対応を踏まえ、

過酷事故、地震、津波といった複合災害への対処や原子力事故の初期段階における即応体制の確保、原子力災害の影響が広域に及んだ場合の対処等をポイントとするべきである旨が示されているところでありまして、こうしたことに基づきながら、現在、国及び宮城県並びにUPZ関連市町による連絡会議において実務者協議等を重ねるなど、原子力災害に対応した地域防災計画の見直しに向けた事務を進めているところであります。

新たに策定する地域防災計画原子力災害対策編につきましては、当然初動期における体制の確立、地域特性を勘案した具体的な避難方法の設定等、より実効性のある内容とする必要があります。町といたしましては、原子力災害の重大性、特殊性に鑑み、国において新たに策定する指針や各種シミュレーションデータ、宮城県における見直しの具体的内容等を見据え、踏まえながら、かつこれら関係機関との連携をさらに密なるものとした上で、法定期限となります来年、平成25年3月までの可能な限り早い時期での地域防災計画原子力災害対策編の策定に向け、必要な対応を継続実施してまいりたいと考えております。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 一つずつやっていきたいと思っております。

放射線対策は万全かというところですが、これ私昨年12月にも原発問題で取り上げている項目であります。私、それからずっといろいろかかわりながら見ているんですが、庁舎内での取り組みは本当に縦割り行政になっているのではないかと、本当にそういうことでいつも疑問に思っております。

12月の定例会では町長は、そういう縦割り行政を廃止して、専門職員を育成しながら必ず配置するという答弁を私にされておりました。それは実施されていないと思うんですが、どうですか、その辺の考え方。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 以前お話をさせていただいたのは、基本的に学校給食の問題について例えば教育委員会、それから海のものについては水産係と、それぞれが別々の対応と、これは好ましくない。やはり、こういう問題についての情報の一元化、これは絶対必要でございますので、そういう体制はとりたいというふうに考えてございます。ご案内の専門的な職員ということについては現在もまだ入れてございませんが、いずれまでもってそういう体制だけはしっかりしなければいけないというふうに認識はいたしてございます。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 今町長のおっしゃるとおりです。私、場所場所によって聞きに行くん

です。水産業はこちらと、学校は学校と。それから、危機管理室はその庁舎内のところしかはかかっていないと。それから、学校は学校がはかっていると。もうどこに行ったら一つのことを全部聞けるのかなと、私はそう思いながらこの間も12月の定例会のときも質問した経緯があります。

やはり、これはきちっと1カ所に行けば何でも知っている。例えば県からのいろいろ要請がありますね。これはどこで対応するんだと。私、そういう場面にも会っているんです。だから、結局そういう縦割り行政というか、私のところはこうだからこれでいいやという問題じゃなくて、これは私非常に意識としてはきちっとしたものを持って、専門的な知識を持ちながら対応してほしいと、そう思っております。

どうでしょうか、町として職員の共通の認識としてやはり持っていかななくてはならないと思いますので、特にこの原子力に対してはやはり専門家に任せるんじゃないかと、皆さんがいろいろな面で勉強しなくてはならない部分が出てくるので、そういう点で勉強会というか、町としての取り組み、そういうものが必要だと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 震災前、昔ちょっとそういった勉強会を開催した経緯がございますが、震災後、残念ながらそういった勉強会等含めて設けていないという実態がございますので、ある意味こういったUPZ圏内ということもございますので、職員みんながある意味情報を共有をするという、それから知識の共有ということが大変必要だというふうに思いますので、いずれ今後、機会を見ながらそういった勉強する機会を設けさせていただければというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） ぜひこれは本当に実現してほしいと思います。どこに行っても誰に聞いたらいののかということも私もいつも迷っているところがありますので、町長は去年の12月に専門のところを育成しながら配置するというお話していますので、ぜひこれは早急にやってほしいなと思っております。

2番目の風評被害についてですが、先ほど町長は原木シイタケ、あとマダラとか、そういう話をされております。私、情報として入っているのは、さらに南三陸町はコシアブラ、これもやはり5月にはチェックされているということでもあります。稲わらに始まって原木シイタケ、そしてマダラ。今、県の出荷自粛制限の品目を見ますと、林産物で5品目、それから水産物で8品目、そして自粛要請は6品目となっています。今言いましたように、南三陸町で

はコシアブラもその中に入っているという話であります。

さらに、今町長もおっしゃいましたように、観光業については非常に厳しい状況になっておりまして、入り込み数が大分減っていると、そういうことを報じられています。先ほど町長もおっしゃいましたけれども、一応ある程度の検査はするかもしれませんが、町民が地場というか、庭でつくっている野菜、それから産直で売っているあれ、大丈夫なのかと、そういう不安を持ちながら食べている人たちもいます。

先ほどの報告ですと県から機械が来て始まるんですね。9月から始まるんでしょうか。そういう検査ができると、そういう体制をとると。そういう話をさっきされましたけれども、登米市なんかではとっくにもうやっているんです。なかなかここは遅いんで、非常に私も町としての危機意識というか、放射線に対する何でもないやというような雰囲気ではないと私は勉強すればするほど感じるものですから、その辺の認識というか、そういうものをやはりやっていく必要があるんじゃないかなと思っております。

町民の安心・安全に対してはやはり科学的なデータが必要だということで思います。やはり、科学的なデータによって情報発信していくことによって、いろいろなそういう風評被害から始まっているいろいろなものを払拭していくと思うんです。その辺の考え方をもうちょっと皆さんで共通認識としてもっと早めて進んでほしいなと思うんですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） コシアブラ等は後で担当課のほうから説明させますが、例えば今登米市でのお話出ましたけれども、基本的には先ほど来私申し上げていますように、当町においては0.07マイクロシーベルトということでございまして、これももう高くない数値でございまして、そんな敏感になる数値ではございません。

しかし、登米市はまた、登米市は若干高いわけございまして、そういう意味でやはり登米市としての対応、そういう高い数値に対してどう対応するかという動きでそういった対応があったというふうに認識をいたしておりますが、私どもが遅いということではなくて、幸い我々はそういったマイクロシーベルトについては基準値をずっと下回っているということで、その辺はひとつご理解いただきたい。

ただ、それにつけてもしっかりと家庭菜園あるいはよく友達から「コシアブラだ、食べてくれ」とかと持ってきていただきますが、そういうものにつきましてはしっかりとその機械のほうで対応させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（高橋一清君）　ご質問いただきましたコシアブラのお話ですけれども、ことしの春先、気仙沼管内において山菜の放射線調査をした中で、確かにコシアブラからということがございました。当時、山菜ですとコシアブラやワラビ、ゼンマイ、タラの芽、そういった部分の山菜系のものについていろいろご心配があったわけで、その中の一つとしてコシアブラがそういった調査の中で1件データが出たということでもございました。

それで、山菜のある意味それぞれ販売はしておりませんが、自粛、自分で食べるものの自粛ということでの動きを行ったところではあります。したがって、販売はしていませんので農産物としての取り扱いではなく、一般の方の食料としての啓発を行っております。

今後、秋になりますと今度はキノコを自分でとってきて食べたいという方もいらっしゃると思いますので、そういった部分ではこれから町にそういった計量器が入りますと、そういったご心配も調査してはかって安心して食べていただけるようになるのかなというふうに思っております。よろしく願いいたします。

○議長（後藤清喜君）　10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君）　0.07マイクロシーベルトだから安心だと、そういうことでは私はないと思います。確かにここは低いかもしれませんが、しかし、このように、今コシアブラが出てきたように、突然どこに出てくるかわかりませんし、特に私は魚については非常に心配しているんです。私も魚が好きなので毎日魚をほとんど食べているんですが、そういうことで非常に大丈夫かなと思いつつ感じしております。

そういう点で、先ほど言いましたように、今度はあれですか、自主測定できる体制が整うということで、それはそれで大変いいと思いますので、ぜひこれを町民の方たちに周知徹底して、やはり測定をしてもらおうと、安心のレベルでやってほしいと思いますので、ぜひ町民の方たちに知らせていってほしいなと思います。

先ほど言いましたように、やはりこれは科学的なデータがやはり必要ですので、そういう点では抜かりなく町からの情報発信はしていくべきだなと私は思いますので、その辺を頑張ってもらいたいなと思っております。

それから、3番目の学校給食の問題なんですけど、これも私は非常に子供たちに対しては本当に安心したものを食べさせたいなと思っております。6月に県が学校給食に関する放射線測定の実施状況の調査ということで見ました。そうしましたら、独自に測定していない市町村は東松島と気仙沼と女川と南三陸町というふうになっていました。

先ほど町長の答弁の中にモニタリングの話も出ましたけれども、24年度にそういう希望している人たちにはモニタリングというか、そういうことをやるということが明示されていますが、その辺の学校の取り組みはどういうふうになっていますか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 大瀧議員、今魚が好きで魚が心配だとかいうようなお話ございますが、先ほど来お話ししておりますように、市場もそうですし農協もそうですが、しっかりとその辺の放射線量については計測をして安全なものしか市場に出していないということでございますので、余り大瀧議員が心配だ心配だ、まさしくそれがイコール風評被害だと思います。

ですから、安全なものしか市場に出していないということをしっかりと町民の皆さんにわかっていただきたい。ですから、一番私この放射能の問題で大事なことは正しく恐れることだと思います。やはり知識をしっかりと持って、その中で市場に出回っているものについてはやはりそれなりに安全なものしか提供してございません。当町の市場もそうです。

ですから、どうぞ、市場のほうから揚がって町内の魚屋さんで売っているお魚については、どうぞたくさん食べていただいて、産業の振興、漁業の再生にご協力をいただければ大変ありがたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

いずれ教育委員会の分については担当課長から答弁をさせます。

○議長（後藤清喜君） 教育総務課長。

○教育総務課長（芳賀俊幸君） 食材の検査なんですけれども、町長申し上げました今の対応としては、1学期中は県のサンプリング事業として月1回、6月と7月、2回を実施をいたしました。2学期、9月からはそれが2回に回数がふえるということございまして、今般またこれと別に学校給食モニタリング事業ということで、これは文部科学省から県への委託事業なんですけれども、これ学校給食、その日提供する1食全体を検査をするというふうな事業であります。これは希望する市町村ということでありまして、県内で24年度に実施するのは12市町です。県内で12市町がこの事業を導入する予定となっております。当町でもそれに手を挙げまして、今年度、9月からですけれども、20回継続したこういった検査を行うということで取り組んでおります。以上です。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 私も市場に出ているものは安心だと思って食べています。それはわかります。しかし、それだから全て安心だというような捉え方というか、それはやはりもう少し考え方としてどこまでもきちっとそういうものを調べながら、科学的データを調べながら

やっていくという姿勢が大切ではないかなと思っております。

先日、南相馬市の病院の内部被曝担当をしている医師の話を聞きました。現在、実施した人たちの中には内部被曝のデータは出てこない。しかし、それでよしではないと、安心だということではないと。なぜならば、受診された人たちは南相馬ですので常に被曝線量を測定しながら、そして食品の安全を認められる、そういう食を努力しながら食べている。そういうことで、放射線は出ないから終わりだというような考え方はおかしいと。今から何十年もそういう放射線が、汚染がまだまだ終息しないというところに常に関心を持ち続けることが大切で、自分の健康を保つ一番の道ではないかということをおっしゃっていました。私もそのとおりだと思います。だから、0.07マイクロシーベルトだからこの町は全体で安全だと、そういうことでは私はないと思っております。常日ごろそういうことを心がけながら、安心・安全な食事、そして、子供たちにもそういうものを提供すると、そういう姿勢が大切ではないかと私は思っております。

4番目の災害防災計画の具体策ということで、これは前者もいろいろ避難道についてお話しされていまして、私もこれは、これも去年の12月定例会のときに取り上げました。そのとき3・11の女川の実態を報告しながら、30キロ圏内に位置する本町では一刻も早く防災計画を策定する必要があるんでないかということを取り上げております。そのときは町長は県や国からの情報をもらいながらやると、そういうことの話で答弁されております。

しかし、今こういう状況になりまして、私は、先ほど前者もおっしゃいましたように、一刻も早くこの町独自のやはり防災計画を立てるべきでないかなと私は思います。女川原発では、前にもお話ししましたけれども、外部電力が使えなくなっただけでなくて、電力の電源盤も火災に遭ったんです。そして、私後で聞いてびっくりしたんですが、女川原発に通じる道路は津波で寸断されて、地域の人たちはどこにも行きようがなくて、女川原発の建物の中に避難して、そこで過ごしたと、そういう話を聞きました。本当にここだって30キロ圏内なので、そういうものを踏まえながらやっていかななくてはならないんじゃないかなと思っています。

福島では本当にヨウ素剤も子供に使われなかったという後からの実態も明らかになっていますし、それから、福島の方たちは何もわからないうちに3月12日にバスに乗って着のみ着のまま、本当にどこに行くんだかもわからない中でバスに乗って避難させられたと。そのままあと帰ってこれなくなったと。

そういうことを聞きますので、これは一刻も早くやはり、町長、町独自のやはり避難計画を

立てるべきではないかなと私は思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほどの三浦議員のご質問にも答えをさせていただきましたが、我々の防災計画につきましては国と県と、そういったものに沿った形の中で計画をつくらなければならないというふうに定められておりますので、町独自ということについては、ひとつその辺は我々としてはある意味先ほど言いました国県等々のそのすり合わせというのはぜひとも必要だということで、法でなっておりますので、そこはひとつご理解をいただきたいというふうに考えてございます。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 法で定まっているから計画がなかなか進まない、そういう点では私もちょっと納得いかないです。

町民の安全を守るためには、やはり庁舎内での、先ほどからお話ししましたように、共通認識、そうするためには勉強会をしながら共通認識を持つことが非常に大切じゃないかと。それから、先ほど言いましたように、そういう専門知識を持った人たちを必ずそこに据えつくと、そういうものも大切でありますし、それから、今言いましたように、大まかにでも何かあった場合は避難させると、そういう避難道を必ず町の中でそういうことも認識しながらつくっておくと、そういうことこそ私は大切でないかなと思うんですが、その辺の確認の意味でもう一度言いました。町長、いかがでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 危機管理課長。

○危機管理課長（佐々木三郎君） それでは、今後策定します計画につきまして、宮城県の防災会議原子力防災部会のほうで具体的に会議を招集しまして、UPZに該当する3市4町で会合を持つような予定でございます。その段階で区域がはっきりいたしますし、こういった行動パターンをすればいいのかというふうなことが明示されますので、その辺の全県下の連携のもとに示される指針に基づいた形で策定をするというふうなことで考えてございます。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） それはいつごろになりますか。

○議長（後藤清喜君） 危機管理課長。

○危機管理課長（佐々木三郎君） それの策定の時期でございますけれども、25年の3月というふうなことで、今年度末策定を目指してございます。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 急いで急いでと言っても25年の3月までにはできるということで、その間事故が起きないように皆さん頑張ってもらいたいと思いますけれども、それから、最後に町長に、私前回も聞きましたけれども、町長の原発に対する意見を伺いたいと思うんです。

先日、通販生活というところに「あなたのまちの市長は原発をどう考えているか」というアンケートを見ました。宮城県の村井知事から始めて仙台市長とか、それから22市町村の首長がそれに対して答えているのを見ました。残念なことに南三陸町の町長はそれには答えていませんでした。

その中で、美里町の佐々木町長は明確に答えていました。安全性が確実に保障されない限り原発は1基たりとも再稼働すべきでないと、電力需給や経済性を持ち出す政治家の動きは本末転倒であると答えています。改めて町長、原発に対する考え方を見解をお聞きしたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 私は大所高所から考えるべきだというふうに思っています。原発がない社会、それは国民の皆さんも望んでいるということについては、今回のアンケート等を含めまして、それは間違いのない事実なんだろうというふうに思います。しかしながら、果たして日本という国力をどうこれから未来へ向けて推進をしていくのかと、そういったときに化石燃料が近い将来枯渇すると言われていっている中であって、果たしてそれだけで済むんだろうかということも含めて、トータルとして考えていくのが私はエネルギー政策だろうというふうに認識をいたしてございます。どちらということではなくて、それは美里の町長がおっしゃったように安全・安心というのは、これは担保するというのはこれは誰でも同じでございまして。そういった中でエネルギー政策をどうあるべきかということを考えるべきだと私は思っています。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 以上で終わらせていただきます。

○議長（後藤清喜君） 以上で大瀧りう子君の一般質問を終わります。

お諮りいたします。

本日は議事の関係上、これにて延会することとし、明12日午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上、これにて延会す

ることとし、明12日午前10時より本会議を開き、本日は議事を継続することにいたします。

本日はこれをもって延会といたします。

午後3時35分 延会